

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、平成17年度の国の予算につきましては、昨年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成17年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方団体の予算編成作業の状況にかんがみ、さしあたり現段階における地方財政の見通し、その他予算編成上留意すべき事柄について、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成17年1月19日

総務省自治財政局財政課長
佐 藤 文 俊

各都道府県総務部長 殿
(財政課、市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(財政課扱い)

(別紙)

第1 国の予算等

政府は、昨年12月3日「平成17年度予算編成の基本方針」(別添資料第1)を閣議決定するとともに、12月20日に「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(別添資料第2)を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成17年度予算の概算(別添資料第3)を閣議決定した。

1 平成17年度予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により編成された。

- (1) 平成17年度予算編成においては、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、構造改革を一層推進するため「改革断行予算」という基本路線を継続し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図るため、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化すること。
- (2) 予算の配分に当たっては、「公共投資関係費」は、その総額を対前年度マイナス3%の範囲内に抑制すること、「義務的経費」は、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図ること、「裁量的経費」は、対前年度マイナス2%の範囲内に縮減(「科学技術振興費」に相当する額を除く。)すること。また「要望基礎額加算措置」等を踏まえ、各経費間の調整を行うとともに、行政サービスの簡素化・効率化を織り込み単価を引き下げること。
- (3) 予算配分の重点化・効率化に当たっては「政策群」や要望基礎額加算措置等を活用しつつ、活力ある社会・経済の実現に向けた次の4分野へ施策を集中し「重点強化期間」の主な改革及び経済活性化に向けた重点施策を推進するとともに、各府省は、重点課題における全ての事業予算について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行うこと。また、政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進めること。
ア 人間力の向上・発揮 - 教育・文化、科学技術、IT
イ 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

ウ 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

エ 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

(4) 財政投融资計画については、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）等を適切に反映しつつ、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、民業補完の原則の下、総額の抑制及び対象事業の重点化・効率化に努めること。

(5) 予算制度改革として、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定。以下「基本方針2004」という。）に沿い、「モデル事業」の取組の充実を図るとともに、政策群についても、府省間の連携をより強化し、対象を拡充し、引き続き府省横断的な調整を行うこと。また、特別会計については、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、「基本方針2004」を踏まえ、各特別会計の性格に応じ、制度改革等を行い、歳出の効率化・合理化を推進するとともに、一般会計からの繰入を抑制すること。

(6) 行政改革の手綱を緩めることなく更に積極的に推進するため、平成16年末を目途に新たな行政改革の方針を策定すること。

(7) 税制については、経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行政改革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち「平成16年度与党税制改正大綱」も踏まえ、重点強化期間内を目途に結論を得るべく、相互に関連する税制改革案の包括的かつ抜本的な検討を引き続き進めること。

また、平成17年度税制改正においては、定率減税の見直しについて、導入時の経緯や今後の経済動向等についての認識を踏まえ検討を行うこと。

2 また、「平成17年度予算編成の基本方針」においては、地方財政について、以下の方針が示されている。

(1) 国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

(2) 三位一体の改革については「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意（「三位一体の改革について」平成16年11月26日政府・与党）（以下「政府・与党合意」という。）を踏まえ、政府一丸となって以下に取り組み、その成果を平成17年度予算に適切に反映する。

ア 国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

イ 税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

ウ 地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算のかい離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

3 このような方針に基づいて編成された平成17年度の一般会計予算の規模は、8兆2,829億円（前年度比7,200億円、0.1%増）で、一般歳出は、4兆7,829億円（前年度比3,491億円、0.7%減）とな

っている。

財政投融资計画の規模は、17兆1,518億円（前年度比3兆3,376億円、16.3%減）となっている。

また、「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成17年度の国内総生産は511.5兆円程度、名目成長率は1.3%程度、実質成長率は1.6%程度となるものと見込まれている。

なお、「改革と展望」については、今月中に「2004年度改定」を決定し、最終年度を平成21年度までとする等の改定を行うこととしている。

第2 地方財政対策

平成17年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれた。

このため、地方財政計画の歳出については、「基本方針2003」等に沿って、国の歳出予算と歩を一にして、見直すこととし、中期的な目標の下で、定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を図り、これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとする一方、国と地方の信頼関係を維持しながら「三位一体の改革」を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

1 安定的な財政運営に必要な地方交付税等の「一般財源総額」の確保

「三位一体の改革」を着実に推進するためには、国と地方の信頼関係が必要であり、三位一体の改革の全体像に係る政府・与党合意に定められたとおり地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの総額を確保することが是非とも必要である。

このような観点に立って、地方財政対策を講じた結果、平成17年度においては、「一般財源総額」（地方税、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）は、53兆4,399億円、前年度に比し401億円、0.1

%の増、また地方交付税については、1兆8,979億円、前年度に比し117億円、0.1%の増となり、どちらも平成16年度以上の額を確保することとしたところである。

2 通常収支に係る地方財政対策

平成17年度においては、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増などにより、7兆5,129億円の財源不足が生じ、平成8年度以降10年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足を生じることとなった。

このため、平成17年度の地方財政対策においては、平成16年度に講じた平成18年度までの制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたところである。

なお、既往の臨時財政対策債の元利償還（6,276億円）及び国の平成14年度補正予算（第1号）に係る地方財政措置において臨時財政対策債に代わるものとして措置することとした交付税特別会計借入金の元利償還（815億円）に起因する財源不足額7,090億円については、臨時財政対策債の発行により対処することとしたところである。

また、地方財政計画歳出の投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分（3,500億円）については、他の財源不足対策と同様、基本的にはその2分の1を国が、2分の1を地方が負担することとしているが、平成17年度は全額臨時財政対策債により措置することとし、その差額は後年度に調整することとしている。

上記の考え方にに基づき、平成17年度においては、財源不足7兆5,129

億円について、一般公共事業債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発により1兆7,600億円を補てんするとともに、平成16年度以前の地方財政対策に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成17年度に加算することとされていた額等（以下「既往法定分等」という。）3,657億円を交付税特別会計に繰り入れることとした上で、これらを除く5兆3,872億円から、地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行額1兆590億円を差し引いた4兆3,282億円について、国と地方が折半（それぞれ2兆1,641億円）してそれぞれ補てん措置を講じることとしている。なお、その他の留意点は以下のとおりである。

- (1) 国の一般会計からの既往法定分等の加算額3,657億円の内訳は、「地方交付税法」附則第4条の2第2項（通常収支に係る国負担借入金の利子負担額）に基づく加算額1,683億円、同条第4項（平成15年度において行われた国庫補助負担金の一般財源化に係る国負担借入金の利子負担額）に基づく加算額11億円及び同条第8項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額（1,963億円）であること。
- (2) 平成17年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象のうちの地方負担分2兆1,641億円に、既往の臨時財政対策債の元利償還等に係る発行額1兆590億円を加えた3兆2,231億円とすることとしていること。

3 恒久的な減税に伴う地方財政への影響とその補てん対策

平成11年度から実施されている恒久的な減税については、平成17年度税制改正により、平成18年分以後の所得税及び平成18年度分以後の個人住民税から定率減税を2分の1に縮減することとされており、平成17年度の地方財政への影響額には大きな変動はないものと見込まれる。このため、恒久的な減税に伴い生じる平成17年度の地方財政への影響額3兆4,720億円については、従前同様次の措置を講じ、地方財政の運営上支障が生じないよう対処することとしている。

- (1) 恒久的な減税の実施による地方税の減収の補てん

恒久的な減税の実施による平成17年度の地方税の減収1兆9,198

億円については、次の措置により補てんすることとしていること。

ア たばこ税の一部の地方への移譲

国のたばこ税の一部を地方へ移譲したことによって、1,135億円の増収を見込んでいること。

イ 法人税の地方交付税率の引上げ

法人事業税の減税による減収額の交付団体相当分を、法人税の地方交付税率の引上げにより補てんすることとし、35.8%に引き上げたことによって、4,375億円の増収を見込んでいること。

ウ 地方特例交付金（減税補てん特例交付金）

地方税の減収見込額の4分の3相当額1兆4,398億円から上記ア及びイによる補てん額の合計額5,510億円を控除した額として、8,888億円を見込んでいること。

エ 減税補てん債

地方税の減収見込額の4分の1相当額4,800億円については、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん債の発行により補てんすることとしていること。

なお、その元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。

(2) 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額の補てん

恒久的な減税の実施による平成17年度分の地方交付税への影響額1兆5,522億円のうち、平成17年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,295億円に係る補てん措置については、国と地方が折半して負担することとしていること。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分（592億円）に相当する借入金の縮減が見込まれること。

このうち国負担分については、交付税特別会計借入金により措置し、平成23年度以降10年間で償還することとし、当該借入金の償還に必要な財源については、法律の定めるところにより、平成23年度以降の各年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとするほか、当該借入金の利子相当額についても、法律の定めるところにより、その発生年

度において、一般会計から繰り入れることとしていること。

地方負担分については、交付税特別会計借入金により措置することとし、平成23年度以降10年間で償還することとしていること。

また、平成17年度におけるこれらの交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち、国負担分601億円については一般会計からの繰入れにより、地方負担分626億円については交付税特別会計借入金により措置することとしていること。

なお、これらの新たな交付税特別会計借入金については、引き続き、民間金融機関からの借入により資金の円滑な調達を図ることとしているが、現下の短期金融市場の情勢等にかんがみ、平成18年度からその借入残高を増高させないための的確な措置を着実に講ずることにより可及的速やかに借入残高が増高しない状況とするよう、平成18年度予算編成過程において具体的措置について決定することとしていること。

4 平成15年度税制改正における先行減税に伴う地方財政への影響とその補てん対策

平成15年度税制改正において実施することとされた先行減税に伴う平成17年度の地方財政への影響額1,772億円については、次の措置を講じ、地方財政の運営上支障が生じないように対処することとしている。

- (1) 先行減税に伴う平成17年度の地方税の減収783億円については、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん債の発行により補てんし、後年度における地方税の増収により償還することとしていること。

なお、その元利償還金については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。

- (2) 先行減税に伴う平成17年度の地方交付税の減収989億円については、交付税特別会計借入金（地方負担）により補てんし、後年度における地方交付税原資の増収により償還することとしていること。

5 国庫補助負担金の改革に伴う財源措置

「基本方針2004」において、平成17年度及び平成18年度に地方団体に対する国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行うこととされている。

このうち、平成17年度予算においては、別添資料第4に掲げる税源移譲に結びつく改革に係る国庫補助負担金について一般財源化等次の措置を講じることとしている。

(1) 国庫補助負担金の一般財源化に伴う財源措置

国民健康保険国庫負担(5,449億円)、養護老人ホーム等保護費負担金(567億円)、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分(320億円)など、税源移譲に結びつく改革に係るもののうち、暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分(4,250億円)を除いた国庫補助負担金(計6,989億円)については、平成17年度から一般財源化することとし、所要の事業費について、その全額を地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。

また、この国庫補助負担金の一般財源化に伴い、税源移譲すべきものとして精査した額(6,910億円)を所得譲与税として税源移譲するとともに、地方交付税の基準財政収入額に全額を算入することとしていること。

(2) 義務教育費国庫負担金の暫定的な減額に伴う財源措置

義務教育費国庫負担金については、政府・与党合意において、8,500億円程度の暫定的な減額を行うこととされ、そのうち、平成17年度においては4,250億円を暫定的に減額することとされており、当該減額相当分については、税源移譲予定特例交付金により財源措置することとしていること。

なお、義務教育制度については、政府・与党合意において、「その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、義務教育に係る費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る」とされているところであること。

以上のほか、政府・与党合意において、平成17年中に、「(1)生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革 (2)公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い (3)その他」について検討を行い、結論を得ること

ととされているので、十分留意されたい。

平成17年度における「三位一体の改革」の全体像については、別添資料第5を参照されたい。

6 決算かい離の一体的是正

平成17年度においては、ハードからソフトへと政策転換を進める地方の実情に応じ、地方財政計画歳出の投資的経費（単独）を7,000億円（一般財源ベースで3,500億円）減額する一方、一般行政経費（単独）を3,500億円（全額一般財源）増額することにより、地方財政計画と決算の一体的なかい離是正に着手している。このかい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、他の財源不足対策と同様、基本的にはその2分の1を国が、2分の1を地方が負担することとしているが、平成17年度は全額臨時財政対策債により措置することとし、今後5年で、段階的に通常の財源不足の補てん措置に移行することとしている。なお、この間において、本来であれば国負担となる分との差額については、後年度に交付税総額に加算することにより調整することとしている。

7 地方交付税の総額

平成17年度の地方交付税の総額は1兆6千897.9億円（前年度比11.7億円、0.1%増）となっている。

なお、次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額については、平成23年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、(5)から(7)までに掲げる額の合計額については、平成18年度の地方交付税の総額から減額することとし、その旨法律に定めることとしている。

(1) 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等

3,492億円

(2) 平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額

189億円

(3) 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額

63億円

(4) 昭和61年度、平成4年度から平成8年度までの間及び平成10年度に

おける交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた利子相当額（後年度に償還財源を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしているものに係るものを除く。）

534億円

(5) 平成15年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた通常収支に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額

1,232億円

(6) 平成15年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた恒久的な減税に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額

307億円

(7) 平成15年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国庫補助負担金の一般財源化に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額

3億円

8 地方税制改正

平成17年度の地方税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、定率減税の縮減、所得譲与税による税源移譲、法人事業税の分割基準の見直しその他の所要の措置を講じることとしている。

税源移譲については、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとしている（平成18年通常国会で税法改正を行い、平成19年分所得税・平成19年度分個人住民税から適用。平成18年度の税源移譲は、所得譲与税で対応。）。この税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指し、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施することとしている。平成17年度においては、暫定的措置として、所得譲与税により、1兆1,159億円の税源移譲を行うこととしている。

9 地方債

地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、

地方団体が個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築を目指して、地域再生の推進、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ICT（情報通信技術）を活用した住民サービスの向上と地域経済の活性化、災害等に強く安心安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして、平成17年度の地方債計画を策定している。

その規模は、1兆5,366億円で、前年度に比し1兆9,477億円、11.1%の減となっている。

10 国民健康保険制度の財政基盤の強化等

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、平成13年度に決定された医療制度改革大綱や、平成14年度の健康保険法の改正、政府・与党合意等を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化や広域化等のために必要な措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 給付費に係る国庫負担と保険料負担を均等にするととの基本的考え方を維持しつつ、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する財政調整権限の一部を国から都道府県に移譲し、保険基盤安定制度（保険料軽減分）等による財政安定化の効果も勘案しつつ、これらの制度と一体的に財政調整を行うこととするため、都道府県財政調整交付金制度（3,532億円）を創設することとし、その所要額について、地方交付税措置を講じることとしていること。なお、都道府県財政調整交付金は、各都道府県ごとに給付費等の7%（平成17年度は5%）とすることとしており、その市町村への配分方法については、地方三団体及び総務・厚生労働両省による検討の場を設け、地方の意見を尊重しつつガイドラインを作成することとしていること。

また、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村が保険料軽減相当額に応じて、国及び都道府県の負担金を受け入れつつ、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れる保険基盤安定制度（保険料軽減分）（3,834億円）については、従前の国庫負担分（1/2）について都道府県へ税源移譲のうえ、一般財源化する（都道府県3/4、市町村1/4）とともに、その所要額について地方交付税措置を講じることとし

ていること。

- (2) 以下の制度については、平成13年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意に沿って、平成17年度までの暫定的な措置として、引き続き、所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

保険基盤安定制度（保険者支援分）（824億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））

高額医療費共同事業（1,932億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））

国保財政安定化支援事業（1,000億円（地方交付税措置））

- (3) 以上のほか、医療制度改革の一環として、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくりや疾病予防を推進するため、地方団体における取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

11 公債費負担対策

地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を拡充するとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を拡大することとしている。

- (1) 普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置は、従来分として、

ア 平成15年度の起債制限比率（3か年平均）が全国平均以上

イ 平成15年度の経常収支比率が全国平均以上

ウ 平成15年度の財政力指数（3か年平均）が全国平均以下

のいずれかに該当する地方団体を対象として、利率7.0%以上の地方債について、措置対象を利率4.0%（平成16年度5.0%）を超える利子部分に拡充することとしていること。

また、新たに、重点措置分として、平成15年度の起債制限比率（3か年平均）が全国平均以上かつ平成15年度の財政力指数（3か年平均）が全国平均以下の市町村を対象として、利率4.0%以上7.0%未満の地方債の利子について、措置対象にすることとしていること。

- (2) 公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、資本費負担が

著しく高い一定の地方公営企業を対象とした従来分について利率要件を利率7.0%から6.0%に緩和した上で借換枠を1,000億円としているほか、平成17年度の臨時特例措置として、利率7.3%以上の一定の公営企業債について借換枠を1,000億円とし、地方債計画に総額2,000億円(前年度1,100億円)計上していること。

また、公債費負担が重く、自主的に公債費負担適正化計画を策定した市町村に対しては、引き続き同計画の対象とされた地方債の利子等の一部に対し所要の地方財政措置を講じることとしている。

さらに、公的資金を民間資金に借換えることにより公債費負担の平準化を図ることとする団体に対し、公的資金の借換えに伴い必要となる補償金を含めた所要資金の全額を借換債の対象とすることとしている。

12 地方財政の規模

平成17年度の地方財政の、歳入歳出規模(地方財政計画ベース)は83兆7,700億円程度(前年度比1.1%程度減、国保調整交付金を除いた場合83兆4,200億円程度、前年度比1.5%程度減)、歳出のうち公債費(公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。)及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は前年度比1.2%程度の減(国保調整交付金を除いた場合1.7%程度の減)となる見込みである(別添資料第6)。

第3 予算編成の基本的考え方

平成16年度の我が国経済は、一部に弱い動きがみられるが、年度全体を通してみると、企業収益が大幅に改善するなど企業部門が引き続き堅調な中、雇用環境が持ち直す動きがみられ、民間需要中心の回復が続けると見込まれる。物価については、国内企業物価は原油など素材価格が高騰した影響による上昇がみられるが、消費者物価は前年比で小幅な下落基調が続くなど、緩やかなデフレ状況が継続すると見込まれる。

「平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、政府は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針の下、「基本方針2004」に基づき、個

人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すため、各分野にわたる構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ整合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長を図ることとしている。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力を更に強化するほか、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととし、平成17年度においては、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資が増加するなど企業部門が引き続き改善することを背景に、景気回復が雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及する動きが強まり、消費は着実に増加すると見込まれている。これにより、我が国経済は、引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれ、物価については、政府・日本銀行一体となった取組を進めることにより、デフレからの脱却に向けた進展が見込まれている。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成16年度に引き続き大幅な財源不足の状況にある。地方財政の借入金残高は平成17年度末には205兆円に達する見込みとなっているが、今後、その償還負担の一層の増加や社会保障関係経費の自然増が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成17年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の地域の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるとともに、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進し、地域再生に積極的に取り組まれない。

- 1 平成17年度の国内総生産の成長率は、名目1.3%程度、実質1.6%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。
- 2 地方分権や住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するため、地方団体が徹底した行財政改革に取り組むことが強く期待されている。

各地方団体においては、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）の趣旨等も踏まえ、引き続き行政改革の計画的な取組を推進するとともに、独自の工夫を加えつつ、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を引き続き積極的に進められたい。特に民間委託等の推進については、「地方公共団体における事務の外部委託の実施状況の調査結果等を踏まえた民間委託等の推進の観点からの事務事業の総合的点検について」（平成16年3月25日総務省自治行政局長通知）などを踏まえ、各地方団体においても、更に積極的かつ計画的に取り組まれたい。また、地方団体全体の取組状況や先進的な取組事例については、総務省のホームページ等により、適宜、紹介するので参考とされたい。PFI事業の活用や行政評価システムの導入などの新たな行政改革手法についても、積極的に取り組まれたい。

なお、「今後の行政改革の方針」に基づき、平成16年度末までに新たな地方行革指針を策定する予定であるので、留意されたい。

- 3 定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、給与関係経費を抑制するとともに、公務の能率的運営を推進されたい。

給料や諸手当において不適正・不適切な制度・運用がある場合には、速やかにその適正化を図られたい。

特に、高齢層職員について、昇給停止年齢を国と同様に原則55歳に引き下げる等の措置を講じていない団体にあつては、早急に措置されるとともに、特殊勤務手当については、「地方公務員の特殊勤務手当の適正化について」（平成10年5月11日付け自治省給与課長通知）及び「特殊勤務手当に係る総合的な点検の実施について」（平成16年12月27日付け総務省給与

能率推進室長通知)に基づいて廃止を含め、早急にその見直しを図られたい。

国家公務員の退職手当については、昨年10月より、最高支給率が59.28に引き下げられ、また、退職時の特別昇給についても、昨年5月1日付けをもって廃止されているところであるので、地方公共団体における退職手当についても、国に準じた措置を早急に講じられたい。

定員管理については、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、見直しを図るなど、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減に努められたい。特に、市町村合併の進展を踏まえ、計画的に組織の合理化や公共施設の効率的な配置を進めることなどにより、一層の定員管理の適正化に努められたい。

なお、国において「今後の行政改革の方針」により、「平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを目指す。このため、平成17年夏に定員削減計画を改定する。」とされていることに留意されたい。

また、昨今の厳しい財政状況等を踏まえた「定員モデル(町村分)」の改定結果を本年3月末までに送付するので、各地方団体における定員管理の参考指標として、積極的に活用されるよう貴都道府県内の町村に対し助言されたい。

職員の人材育成については、分権型社会に向けた公務の能率的運営の推進の観点から、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、「今後の行政改革の方針」の趣旨も踏まえ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に取り組まれたい。なお、人事評価システムの構築に対する地方財政措置を新たに講じることとしている。

- 4 各地方団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

なお、行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等による財政健全化債を引き続き発行できることとし、平成16年度と同様、「地方財

政法」第5条の範囲内での充当事業の拡大及び発行可能額の拡大を行うこととしているので、中長期的な観点に立った適切な財政運営の確保に十分配慮したうえ、活用を図られたい。

5 適正な予算の執行を確保する観点等から、監査委員制度の適正な運用、監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図られたい。

6 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「現行合併特例法」という。）の下で十分な成果があげられるよう、市町村合併を積極的に推進してきたところであるが、昨年5月の同法の一部改正により、平成17年3月31日までに合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した市町村（以下「経過措置団体」という。）については、引き続き同法を適用する経過措置が講じられたところである。

このため、地方財政措置の拡充、公共事業の優先採択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併に関する関係省庁の連携支援策を盛り込んだ政府の「市町村合併支援プラン」については、原則として、経過措置団体に対しても適用することとされたところであり、この支援プランに基づく各種支援等の活用を図られたい。

また、現行合併特例法の期限後も引き続き自主的な市町村合併を推進するため、昨年5月に「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）が制定されたところであるが、合併新法下においても、市町村合併の実現に向けた地域住民の合意の形成等を図るための広報・啓発事業を引き続き行うこととしているほか、同法において、市町村合併の推進に関する構想の策定など、都道府県が新たな役割を担うこととされたことを踏まえ、引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。

7 投資的経費に係る地方単独事業については、ハードからソフトへ政策転換を進める地方の実情に応じ、地方財政計画の歳出について投資的経費と経常的経費の一体的なかい離是正に着手したところであり、この結果、「基本方針2003」に沿った抑制分（4,000億円の減）と一体的なかい離是正分（7,000億円の減）とをあわせて、前年度比1兆1,000億円減の1兆3,700億円程度を計上したところである。なお、この一体的なかい離是正は、平成18年度以降も着実に実施することとしている。

この額は、前年度の額に比して8.2%の減となっているが、かい離是正分を除いた場合は3%の減であり、地方団体の予算編成に当たっては、この増減率を参考として、近年、地方団体の決算額が地方財政計画額を下回っている実態にあることにも留意の上、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業量を確保されたい。

また、事業内容については、いわゆる箱物整備を抑制するとともに、地域情報化等の基盤整備への重点化を図ることとし、「地域活性化事業」(6,300億円)において、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、積極的な活用を図られたい。

「地域活性化事業」においては、地域の活性化に向けて、それぞれ次に例示するような事業について財政措置の対象とすることとしているので、その活用を図られたい。

(1) 循環型社会形成事業

- ・ 「地域環境保全・創造対策」として、地方団体が率先して取り組む自然再生・地球温暖化対策に係る事業等

(2) 少子・高齢化対策事業

- ・ 「子育て支援事業」として、子育て支援の観点から行う公共施設の改善等

(3) 地域資源活用促進事業

- ・ 「地域経済新生事業」として、地域の産業・経済基盤の強化と個性ある発展につながる基盤整備事業
- ・ 「観光立国推進対策」として、観光資源を有効活用し、外国人観光客の誘致等を図るための施設の整備
- ・ 「地域文化・スポーツ施設活用促進事業」として、既存の文化・スポーツ施設の有効活用を図るためのリニューアル事業

(4) 都市再生事業

- ・ 「都市再生関連対策」として、都市再生のために行われる快適な都市環境施設の整備、都市基盤の向上に資する施設の整備等

(5) 地域情報通信基盤整備事業

- ・ 「地域情報化推進事業」として、地域間格差の是正や活力ある地域社

会の形成に資するための、地域公共ネットワーク等の高速・超高速ネットワークインフラの整備、電子自治体業務の共同処理センター機能の整備等

さらに、「地域再生事業」として、地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方団体が事業を円滑に実施できるよう、引き続き、地方債措置を講じることとしている。

なお、「都市公園等一体整備促進事業」及び「港湾緑地一体整備促進事業」については、平成16年度をもって廃止することとしているが、平成16年度までに既に起債許可を受けているものは、経過的に最長平成20年度まで従来どおりの財政措置を行うこととしている。

- 8 「地域再生関連対策」として、国の認定を受けた地域再生計画に基づく事業について所要の地方債措置を講じることとするほか、アウトソーシング等の促進、コミュニティ・サービス事業等の活性化、ICTを活用した地域通貨の導入・普及、ひとづくり、安心・安全な地域づくり及び観光振興に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 9 「地域を支える人づくり事業」として、U、J、Iターンの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に要する経費に対して引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- 10 「地域文化振興対策」として、住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用による地域おこし等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- 11 「科学技術振興対策」として、地域における科学技術の振興に向けた地方団体の自主的かつ戦略的な事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- 12 「e-Japan戦略」（平成15年7月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）及び「e-Japan重点計画-2004」（平成16年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）等の趣旨を踏まえ、各地方団体においても、電子自治体の実現をはじめ、地域の情報化に積極的に取り組むことが必要である。

このため、各地方団体においては、既存業務の見直しや、都道府県単位等のシステムの広域的整備等により、住民サービスの向上、地方団体の業務改革及び地域における情報関連産業の育成などの効果をもたらす電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組まれない。

このような取組を支援するため、「地域情報化推進事業」として、

- ・ 地方団体が行う市内LAN及び必要な職員に対する1人1台パソコンの整備、
- ・ 総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証サービス制度の運営、
- ・ 申請・届出、入札、歳入、地方税申告手続等の電子化の推進、
- ・ セキュリティポリシー策定やセキュリティ監査、セキュリティ研修等の情報セキュリティ対策

等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、地域住民の情報リテラシーの向上等、誰もがICTを利用できる社会を実現するための取組に要する経費についても、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

13 「教育情報化対策」として、平成17年度を目標に、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるよう、引き続き地方交付税措置を講じるとともに、全ての公立小中高等学校等がインターネットにアクセスするために必要な経費についても引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

14 「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）に基づき、日本育英会が平成16年3月末日をもって廃止されたことに伴い日本育英会において実施されていた高校奨学金貸付事業については、平成17年度から都道府県に事業を移管し実施することとされているため、その円滑な実施が可能となるよう、事務処理に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

15 「わがまちづくり支援事業」として、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組に対する市町村の支援に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

16 「地域経済新生事業」として、ベンチャー企業等への支援や販路開拓支援等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

17 「地域経済活性化対策」として、引き続き、ふるさと融資による支援措置を講じるとともに、新技術の開発支援や貸工場、直販施設等の整備に要する経費に対しても地方財政措置を講じることとしている。また、日本政策投資銀行の融資制度について、一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしている。

なお、ふるさと融資制度の特例措置（離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げ）については、一部の地域の融資限度額の見直しを行った上で平成18年3月31日まで延長することとしている。

18 「中小企業金融対策」については、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、引き続き金融機関に対する預託等に係る地方交付税措置を講じることとしている。

19 「中心市街地再活性化特別対策事業」として、引き続き、地方団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業に対して、地方財政措置を講じるとともに、都市再生対策の観点から行う調査・研究等に要する経費に対しても地方交付税措置を講じることとしている。特に、支援の重点を基本計画の策定から計画の効果的実施に移していくとの観点から、計画に位置づけられた事業の具体化や、既に策定された基本計画の再評価について重点的に支援を行うこととしている。

20 「農山漁村地域活性化対策」として、農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業に要する経費に対して所要の地方財政措置を講じることとしている。

このうち、国庫補助事業と連携して行う農山漁村と都市の交流促進や地域資源を活かした多様な地域産業の振興等に係る地方単独事業についても、地方財政措置を講じることとしている。

平成16年度までとされていた中山間地域等への直接支払いについては、将来に向けた農業生産活動を継続できる取組を促す方向で制度見直し等を行った上で、平成21年度まで継続することとされており、これに伴い地方単

独事業に要する経費に対しても引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、新たに離島漁業を再生するための漁業集落による生産力向上等の活動を支援する「離島漁業再生支援交付金」が創設され、平成21年度までの事業とされているところであるが、当該交付金による事業と連携して、地域の実情に応じて行う離島地域への支援事業等の地方単独事業に要する経費に対し地方交付税措置を講じることとしている。

- 21 「森林・林業振興対策」として、山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また、森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するための経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 22 「生活交通確保対策」として、地方バスの運行に関し地方団体が地域協議会における検討等に基づき、地域の実情に応じて路線バスの維持等の対策を講じるために要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- 23 姉妹都市交流を通じた国際観光の一層の推進を図るため、姉妹都市交流に係る地方財政措置を拡充することとしている。また、「観光立国推進対策」として、「観光立国行動計画」（平成15年7月観光立国関係閣僚会議決定）等を踏まえた宣伝・広告、受入れ体制の整備、外国人向け観光の企画調査等地方団体による外国人観光客の誘致等への自主的取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- 24 小学校における総合学習の時間などを活用した英語活動を一層推進するため、小学校専属ALT（外国語指導助手）を重点的に増員するなど語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を拡充することとしている。また、地域の国際化を推進するため、国際交流・国際協力施策に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。
- 25 「治安維持特別対策」として、警察官3,500人の増員を見込むとともに、交番相談員の増員、地域住民と警察署との連絡システムの整備、自主防犯活動に対する支援、地域住民の防犯意識の高揚等治安の維持・犯罪の抑止対策に係る人的・物的基盤の充実強化に要する経費について、引き続き地方

交付税措置を講じることとしている。

26 「子ども・子育て応援プラン」、「新障害者プラン」等の着実な推進を図る観点から、地方財政計画において国庫補助負担事業に伴う所要額を計上するとともに、規模是正分も含め社会福祉系統経費（単独）を前年度に比し約4.2%、約1,810億円増の4兆5,200億円程度計上することとしている。

27 「共生のまちづくり推進」として、ユニバーサルデザインによるまちづくりやNPO等の活動の活性化を推進する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、公営交通や民間施設等のバリアフリー化に対する支援に対して、地方債又は地方交付税による措置を講じることとしている。なお、庁舎における音声標識ガイド装置の設置等に対し引き続き特別交付税による措置を講じることとしている。

28 「介護保険制度支援対策」として、引き続き地方団体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、介護保険事業計画の策定、広報啓発、ホームヘルパー及びケアマネジャーの育成等に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。また、介護保険制度については、平成12年4月の法施行後5年を目途とした制度全般の見直しの一環として、給付の内容の見直し等の制度改正が予定されていることから、それに伴うシステム改修等の経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

29 「子育て支援事業」として、育児相談事業等地方団体が地域の実情に応じて行う事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

30 「地域環境保全・創造対策」として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成を推進するため、地球温暖化防止対策、自然共生型社会の構築、廃棄物の発生抑制・リサイクル対策等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

31 「国土保全対策」として、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

32 「防災対策事業」として、災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するため、防災基盤の整備や公共施設等の耐震化等の防災対策について、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

また、新たに武力攻撃事態等における国民の保護の観点から必要となる設備整備についても、同様の措置を講じることとしている。

なお、平成16年3月の中央防災会議では東海地震に係る地震防災基本計画の修正、東南海・南海地震防災対策推進基本計画の策定などがなされたところであるので、これらのことを踏まえて、耐震化の促進や津波対策の推進等に努められたい。

33 平成16年6月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」において、都道府県及び市町村は国民保護計画の策定や警報の伝達・避難指示・避難誘導等の国民の保護のための措置の実施に当たって重要な役割を果たすこととされているが、これらの業務を行うに当たり必要な体制整備に係る経費として、国民保護計画策定や住民に対する普及啓発、国民保護訓練の実施等の経費について地方交付税措置を講じることとしている。

これらを踏まえ、都道府県の国民保護計画は平成17年度中を目途に、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画は平成18年度を目途に作成されるよう、所要の準備を進められたい。

34 救命効果の更なる向上を図るため、救急救命士を含む救急隊員の応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の充実・強化に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

35 PFI事業は、効率的かつ効果的に公共施設を整備し、質の高い公共サービスを提供する上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体を実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参考として、適切な需要見通しを行うなど事業の安定性の確保に留意しつつ、その積極的な活用に努められたい。

36 地方団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行っ

たうえで、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、適正な管理・運用に努められたい。

37 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成17年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

38 地方公営企業及び地方公社等（第三セクターを含む。）については、その経営の適否が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体としての確に把握し、総合的な行財政運営に努めるとともに、「今後の行政改革の方針」の趣旨等を踏まえ、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等について積極的に取り組まれたい。

39 第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ることのほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるとともに、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進められたい。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討されたい。この場合、地方団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意されたい。

また、新たな第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、民間との競合関係にも留意の上、慎重に検討されたい。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

40 土地開発公社の運営に当たっては、「公有地の拡大の推進に関する法律

の施行について（土地開発公社関係）」の改正について」（平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意されるとともに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り方について抜本的な検討を行われたい。

- (1) 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行うこと。また、土地取得手続の適正化や金利の低減、積極的な情報公開等に努めること。
- (2) 「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）により、公社経営健全化計画の策定対象団体を大幅に拡充するとともに、当該計画に基づく取組に対して、従来よりも幅広く地方財政措置を講じることとしたので、計画的に保有土地を縮減すること等を通じて経営の抜本的な健全化に取り組まれたいこと。
- (3) 地方団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

第4 歳入

1 地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

- (1) 平成17年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成17年度の税制改正による減収額を22億円と見込んでいること。
- (2) 平成17年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、9,958億円、3.1%増の33兆3,189億円（道府県税にあっては4.3%の増、市町村税にあっては2.2%の増）になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割 2.4%の増、法人税割 23.1%の増、利子割 45.3%の減、法人事業税 15.4%の増、地方消費税 0.2%の増、市町村民税のうち所得割 1.8%の増、法人税割 18.3%の増、固定資産税（交・納付金を除く。） 0.6%の増となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- (3) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格にかんがみ、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、都市計画税収の用途を明確にすべきものであること。

- (4) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税である。このことから、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、入湯税収の用途を明確にすべきものであること。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、1兆8,419億円（前年度比6,967億円、60.8%増）であり、その内訳は、所得譲与税1兆1,159億円（同6,910億円、162.6%増）、地方道路譲与税3,072億円（同31億円、1.0%増）、石油ガス譲与税147億円（同7億円、5.0%増）、航空機燃料譲与税161億円（同3億円、1.8%減）、自動車重量譲与税3,767億円（同21億円、0.6%増）及び特別とん譲与税113億円（同1億円、0.9%増）となっている。

なお、平成17年度の所得譲与税1兆1,159億円については、国庫補助負担金の改革内容等を踏まえ、都道府県へ総額の5分の3、市町村（特別区を含む。）へ総額の5分の2を譲与することとし、各都道府県及び市町村への譲与基準は、平成16年度と同様、人口によることとしている。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、総計で1兆5,180億円で、前年度に比し、4,132億円、37.4%の増となっている。

なお、平成17年度において、義務教育費国庫負担金の一部を暫定的に減額することとし、当該措置に係る減額相当分（4,250億円）について、平成16年度から措置されている退職手当及び児童手当の暫定的な一般財源化分に加えて、税源移譲予定特例交付金により措置することとしている。

(1) 減税補てん特例交付金（恒久的減税に伴う地方特例交付金）

減税補てん特例交付金の総額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の総額の4分の3の額（1兆4,398億円）からたばこ税の一部の地方への移譲（1,135億円）及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てんの額（4,375億円）を控除した8,888億円であること。

(2) 税源移譲予定特例交付金（平成16年度及び平成17年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う地方特例交付金）

ア 平成16年度の義務教育費国庫負担金の見直しに係る税源移譲予定特例交付金（各都道府県の義務教育教職員の退職手当及び児童手当に要する経費に現行の義務教育費国庫負担法等を適用した場合に国が負担すべき額の総額に相当する額2,042億円）については、前年度と同様に人口を基準として交付することとしていること。

なお、財政力指数が1.0を超える都道府県については、義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して、人口について補正を行うこととしていること。

イ 平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額に係る税源移譲予定特例交付金（4,250億円）については、教職員給与費（義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して定めた各都道府県の教職員平均給与に標準法定数を乗じた額）を基本

として交付することとしていること。

4 地方交付税

平成17年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税（所得譲与税に係る分を除く、以下同じ。）及び酒税の32%相当額、法人税の35.8%相当額、消費税の29.5%相当額及びたばこ税の25%相当額の合計額1兆9,810億円（平成9年度及び10年度に係る精算額のうち平成17年度分の精算額870億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額2兆5,899億円（既往法定分等3,657億円、恒久的な減税に係る交付税特別会計借入金利子分601億円及び臨時財政対策加算分2兆1,641億円）を加えた1兆4兆5,709億円であり、前年度当初に比し8,177億円、5.3%減となっている。

地方団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計借入金1兆5,911億円、交付税特別会計における剰余金等4,402億円及び前年度からの繰越分1兆347億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額799億円及び利子支払額6,591億円を減額した1兆6兆8,979億円であり、前年度に比し117億円、0.1%の増となっている（別添資料第7）。

各地方団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1) 地方交付税の算定の改革については、一層の簡素化・透明化に取り組むとともに地方団体の自主的、自立的、効率的な財政運営を促す方向で、以下の措置を講じることとしていること。

ア 都道府県分について、企画振興費（投資）、その他の土木費（投資）を廃止しその他の諸費（投資）に統合するなどの経費の種類を統合を行うとともに、高等学校費（教職員数）の種別補正、林野行政費（公有林野の面積）の段階補正等の補正係数を廃止することとしていること。

イ 都道府県分の公共事業等に係る事業費補正については、臨時高等学校整備事業債について、平成17年度許可債から事業費補正の適用を廃止

することとしていること。

ウ 行政改革による経費の削減状況や徴収率の向上などを踏まえて、行政改革や徴税に要する経費について地方団体の経営努力に応える算定を実施することとしていること。

エ 単位費用の算定に当たり、ゴミ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを引き続き進めることとしていること。

(2) 基準財政需要額については、(1)の算定の改革を行うとともに、引き続き基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

また、平成17年度において一般財源化することとされている国庫補助負担金については、その事業に係る事業費を基準財政需要額に算入するとともに、国民健康保険事業に係る道府県財政調整交付金及び保険基盤安定制度（保険料軽減分）、公営住宅家賃対策等補助のうち公営住宅家賃収入補助分、養護老人ホーム等保護費負担金等に係るものについては、地域の実情を反映するため、補正を適用することとしていること。

なお、平成17年度の義務教育費国庫負担金の暫定的な減額分（4,250億円）についても基準財政需要額に算入することとし、年齢構成差等を反映した補正を適用することとしていること。

基準財政需要額の増減は、道府県分と市町村分、また各地方団体における経常経費、投資的経費、公債費のウェイト等により地方団体ごとによりかなりの差異が生じるものと見込まれること。

特に、平成17年度は一般財源化される国庫補助負担金の各地方団体ごとの状況により、基準財政需要額の増額幅に大きな差を生じることが見込まれるので留意すること。

一方、基準財政収入額については、税源移譲に伴い、団体間の収入の格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を当面100%算入することとしており、平成17年度は、所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金はその対象となるものであること。

一般的に、道府県分にあっては道府県民税所得割及び法人関係税の増、

道府県民税利子割の減が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税所得割、法人税割及び固定資産税（家屋）の増、利子割交付金の減が見込まれる。ただし、基準財政収入額の見積もりに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

法人関係税、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は、精算措置の対象額から除くこととしていること。

(3) 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成16年度算定に比し、経常経費（平成17年度の一般財源化及び義務教育費国庫負担金の暫定的な減額（4,250億円）に伴う増分を除く）にあつては、道府県分1.5%程度の減、市町村分0.5%程度の減、投資的経費（事業費補正分を除く。）にあつては、道府県分10.5%程度の減、市町村分10.5%程度の減と見込まれること。

(4) 前年度に引き続き一般公共事業等について、地方債（財源対策債を含む。）の充当率を原則として90%まで引き上げること等に伴い、関係費目の単位費用を引き下げることにより投資的経費に係る基準財政需要額を減額することとしていること。

なお、上記により基準財政需要額から振り替えられた部分に係る地方債（財源対策債）の元利償還金については、その50%を公債費方式又は事業費補正方式により、50%を関係費目における単位費用において標準事業費方式により後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(5) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、3兆2,231億円を需要額から減額することとしていること。

なお、臨時財政対策債への振替方法については、前年度と同様に、臨時

財政対策債への振替を考慮せずに算出した需要額の総額から、別途算出した臨時財政対策債振替相当額を差し引く方法とすることとしているので留意すること。その際、臨時財政対策債振替相当額は、人口を測定単位とし、「その他の諸費（人口）」（経常経費）の補正係数（加算分及び他の費目の補正を一括適用している分に係るものを除く。）を基礎として算出することとしていること。

(6) 平成17年度の特別交付税の総額は、平成16年度補正後計上額に比し6.4%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成16年度において、災害対策及び合併関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

5 国庫支出金

国庫支出金については、「基本方針2004」において、国庫補助負担金の改革として、平成17年度及び平成18年度に3兆円程度規模の廃止・縮減等を行うこととされており、平成17年度予算においては、別添資料第4のとおり税源移譲に結びつく改革として1兆1,239億円（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分4,250億円を含む。）の改革や交付金化の改革として3,430億円の改革を行うほか、次のような制度改革が予定されているので、その予算計上に当たっては、国の予算措置の内容に十分留意されたい。

なお、国庫支出金の総額については、現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、地方財政計画上7.6%程度の減（改革推進公共投資事業償還時補助分を除けば6.4%程度の減）になるものと見込まれる。

(1) 平成17年度における各種交付金の計上額は、別添資料第8のとおりであること。

国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

(2) 改革推進公共投資事業償還時補助分については、国の平成16年度補正

予算（第1号）において、平成13年度に貸付決定された特定資金公共投資事業債の平成17、18年度の償還分が前倒しで措置されたことに伴い、平成17年度においては大幅な減となっていること。

なお、国の平成16年度補正予算（第1号）において前倒しで措置された償還金及び償還時補助については、各地方団体においても、同年度内に予算措置を行い適切に対応されたいこと。

6 地方債

平成17年度の地方債計画（別添資料第9）は、地方団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は、1兆5,366億円で、前年度に比し1兆9,477億円、11.1%の減となっている。

このうち、普通会計分は1兆2,619億円で、前年度に比し1兆8,829億円、13.3%の減となっている。

また、公営企業会計等分は3兆2,747億円で、前年度に比し648億円、1.9%の減となっている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債を3兆2,231億円計上していること。

なお、資金については、原則として市町村について政府資金を配分することとし、9,669億円を確保していること。

(2) 恒久的な減税による減収の一部及び平成15年度税制改正における先行減税による減収に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん債5,583億円を計上していること。

なお、資金については、市町村について政府資金を配分することとし、1,954億円を確保していること。

(3) 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、義務教育施設整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債、臨時地方道整備事業債及び臨時河川等整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により、財源対策債として1兆7,600億円を計上していること。なお、こ

れは個別の地方団体の財政措置に不均衡が生じないように調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

(4) 地方単独事業については、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を重点的・効率的に推進できるよう、その所要額を確保していること。

ア 地域の活性化に向けて、循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤整備を推進することとし、「地域活性化事業」として所要額を確保していること。

イ 現行合併特例法の下における市町村合併を支援するため、合併前の市町村が行う公共施設等の整備及び都道府県が行う交通基盤施設の整備並びに合併市町村におけるまちづくりを計画的に実施できるよう、「合併特例事業」の計画額を大幅に増額していること。

ウ 災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するため、防災システムのICT化などの防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を重点的に実施することとし、「防災対策事業」として所要額を確保していること。

エ 地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方団体について、事業量の確保を図ることができるよう、引き続き、「地域再生事業」として所要額を確保していること。

オ 地方団体が、特別養護老人ホーム等を設置運営する社会福祉法人に貸し付ける目的で用地の取得等を行う場合に、引き続き、地方債措置を講じることとしていること。

なお、地方団体又は社会福祉法人が行う特別養護老人ホーム等の整備に係る国庫補助負担事業の都道府県負担分についても、引き続き、地方債措置を講じることとしているので、適切な活用を図られたいこと。

カ 臨時地方道整備事業債（一般分）、臨時河川等整備事業債（一般分）及び臨時高等学校整備事業債の充当率を前年度に引き続き95%とすることとし、その所要額を確保していること。

キ 地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）については、引き続き所要額を確保し、官民一体となったふるさとづくりを積極的に支援するこ

ととしていること。

(5) 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保していること。特に、過疎対策事業債については、ほぼ前年度並みの所要額を確保し、過疎地域等の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

(6) 地方債資金については、国の長期計画に基づく公共事業や法律により義務付けられた事務の実施に不可欠な施設の整備等を円滑に推進するため、必要な公的資金（財政融資資金、郵政公社資金及び公営企業金融公庫資金）を確保するとともに、地方分権の推進や財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、各地方団体の資金調達能力に配慮しつつ、都道府県及び政令指定都市については、民間等資金による調達を一層推進することとしていること。

以上により公的資金の重点化・縮減を図った結果、平成17年度地方債計画における地方債資金については、政府資金4兆7,200億円（前年度比8,800億円、15.7%減、地方債計画中の構成比30.4%）、公営企業金融公庫資金1兆5,330億円（前年度比810億円、5.0%減、地方債計画中の構成比9.9%）及び民間等資金9兆2,836億円（前年度比9,867億円、9.6%減、地方債計画中の構成比59.8%）となっていること。

なお、政府資金は、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指すものであり、財政融資資金のほか、日本郵政公社の資金（郵便貯金資金及び簡易生命保険資金）を計上していること。具体的には、財政融資資金3兆5,400億円（前年度比1,600億円、4.3%減、地方債計画中の構成比22.8%）、郵政公社資金のうち郵便貯金資金4,300億円（前年度比2,700億円、38.6%減、地方債計画中の構成比2.8%）、簡易生命保険資金7,500億円（前年度比4,500億円、37.5%減、地方債計画中の構成比4.8%）としていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金3兆3,000億円（前年度比1,400億円、4.4%増、地方債計画中の構成比21.2%）、銀

行等引受資金 5 兆 9 , 8 3 6 億円 (前年度比 1 兆 1 , 2 6 7 億円、 1 5 . 8 % 減、地方債計画中の構成比 3 8 . 5 %) となっていること。

- (7) 民間資金の調達に当たっては、国債、政府保証債、市場公募債等の発行条件、長期金利の動向等を継続的に把握し、必要に応じて金融に関する専門家の意見も聴くなどして、関係金融機関等と交渉のうえ、適切な借入条件の設定に努められたいこと。

また、各団体の状況に応じ、市場公募化の推進、証券発行方式の一層の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化及び償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。

その際、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進してきている「住民参加型ミニ市場公募債」の活用も有効な手法と考えられること。なお、平成 1 7 年度においては、新たに 2 団体が全国型市場公募債を発行する予定であるとともに、住民参加型ミニ市場公募債については、発行団体 9 0 団体、3 , 3 0 0 億円程度の発行が予定されていること。

さらに、発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、現在、市場公募地方債を発行する 2 7 団体においては、「地方財政法」第 5 条の 7 の規定に基づく共同発行を行っているところである (平成 1 7 年度発行規模 1 兆 3 , 0 0 0 億円程度) が、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努められたいこと。

そうした中で、地方債に関する制度のほか、地方債は B I S (国際決済銀行) のリスク・ウェイトが国債と同様ゼロとされていること、それぞれの地方団体における財政健全性を維持するための取組を行っていること等について、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的に I R 活動 (投資家・金融機関等への説明) 等情報提供を行われたいこと。

- (8) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努められたいこと。

(9) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたいこと。

なお、やむを得ず、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処することを原則とすべきであり、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎まれたいこと。

(10) 地方債協議制度に円滑に移行するため、起債制限比率及び経常収支比率を勘案し、財政の健全性が確保されている一定の地方団体に対しては、引き続き許可制度の弾力的運用を行うこととしていること。

7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

第5 歳出

1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

(1) 各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、積極的な見直しを行い、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を継続的に進め、新たな行政需要に対しても、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減に努めること。

なお、義務教育諸学校及び公立高等学校の教職員等国が法令により標準定数を定めているものについては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

また、住民の理解と協力の下に定員管理及び給与の適正化を推進するため、定員管理及び給与の状況について公表すること。その際、住民の理解

が得られやすいよう工夫を講じつつ、積極的に広報を行うこと。

なお、定員・給与の状況の公表を未だに行っていない市町村については、地方公務員法の改正により、給与を含めた各地方公共団体の人事運営の公表を義務化（平成17年4月1日施行）したことを踏まえ、早急に行うようにされたいこと。

- (2) 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、第7次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画による増員5,380人（平成13年度から平成17年度までの間の教職員定数の改善予定総数は26,900人）を見込む一方で、児童生徒数の減少等に伴い、5,370人の減員を見込むことにより、全体として10人の増員を見込んでいること。なお、この減員の中には、研修等定数の見直し等に伴う2,482人の減員を含んでいること。

また、公立高等学校（特殊教育諸学校高等部を含む。以下同じ。）についても、地方財政計画上、第6次公立高等学校教職員配置改善計画による増員1,402人（平成13年度から平成17年度までの間の教職員定数の改善予定総数は7,008人）を見込む一方で、生徒数の減少等による減員3,573人を見込むことにより、全体として2,171人の減員を見込んでいること。

公立大学、公立幼稚園の教員については、74人の減員を見込むとともに、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じて61人の定員削減を行うことにより、全体として135人の減員を見込んでいること。

- (3) 警察事務職員を除く一般職員（教員、警察官、消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じた定員削減10,101人及び民間委託の一層の推進等による減員3,527人を見込む一方で、消防防災関係職員の増員及び施設増に伴う増員として331人を見込むこととしていること。

- (4) 警察官については、地方財政計画上、阪神・淡路大震災関連の臨時的増員分50人の減員を見込む一方、現下の治安状況を勘案し、警察組織の徹底的な合理化が進められることを前提に、3,500人の増員を見込むことにより、全体として3,450人の増員を行うこととしていること。ま

た、警察事務職員については、268人の定員削減を行うこととしていること。

(5) (2)から(4)により、教員、警察官及び消防職員を加えた地方財政計画上の全職員数は、12,411人の減員となること。

(6) 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第10のとおり改定される予定であること。

(7) 平成17年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意されたいこと。

2 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、重点化を図るとともに、その節減合理化に努められたい。

(1) 国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるので、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。

(2) 平成17年度地方財政計画においては、一般行政経費（単独）のうち、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応といった新重点4分野や社会福祉系統経費、市町村合併、治安維持対策に係る施策など地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置を行う一方、その他の分野に係る既定の行政経費については自助努力による節減分を見込みつつ極力縮減し、前年度に比し約0.4%減の1兆6,200億円程度（国庫補助負担金の一般財源化に係る影響額を除く。）を計上することとしていること。

また、平成17年度は投資的経費（単独）との一体的かい離是正分として、市町村合併や電子自治体の推進に要する経費及び公立保育所運営費の超過負担解消分3,500億円を増額計上することとしており、これを含めた場合、前年度に比し約2.6%増の1兆9,700億円程度となること。

なお、平成17年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、補助事業が

ら単独事業に移行した事業については、上記とは別に、所要の事業費全額（2,700億円程度）を計上することとしていること。

- (3) 平成17年度から一般財源化する国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）1,917億円・新たに創設する都道府県財政調整交付金3,532億円及び国保財政安定化支援事業1,000億円については、上記(2)とは別に、「国民健康保険関係事業費」（仮称）として所要の事業費全額（8,366億円）を計上することとしていること。
- (4) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。
- (5) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成17年度においては、5,700億円程度（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。
- (6) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

3 投資的経費

地方団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地方団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。

- (1) 国の公共投資関係費は前年度比4.0%減とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し、約1.1%減の1兆1,400億円程度、補助事業費については、前年度に比し約8.0%減の6兆1,700億円程度となる見込みであること。
- (2) 地方単独事業費については、前年度比8.2%減の1兆3,700億円程度を計上することとしているが、一般行政経費（単独）との一体的なikai離是正分を除いた伸び率は3%の減であり、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「地域活性化事業」や「地域再生事業」の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活

関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業量を確保されたいこと。

- (3) また、公共工事コスト縮減に積極的に取り組むとともに、地方単独事業を含む公共事業等の執行に当たっては、その計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。

4 公債費

公債費については、平成13年度に貸付決定された特定資金公共投資事業債の平成17、18年度の償還分を国の平成16年度補正予算（第1号）で前倒ししたことなどにより、地方財政計画上前年度に比し2.2%程度の減を見込むこととしているが、なお高い水準にあるとともに公債費の状況は各地方団体において異なるものであること等にかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

5 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し1.7%程度の減を見込むこととしているが、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

7 その他

次の諸点に、特に留意されたい。

- (1) 国及び公社等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号）第24条第2項の規定に基づき適正に対処すること。

また、国鉄民営化に伴い設立された旅客会社等に対する寄附金等の支出についても、同法の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対処すること。

- (2) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、各施行団体にとっては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費について、地方債を充当できることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まれないこと。

また、公営競技収益金については、引き続き均てん化を推進することが必要であり、平成17年度で期限切れとなる公営企業金融公庫納付金制度については、その延長を図る予定であること。

- (3) 公共工事の入札及び契約手続については、地方団体において、これまでの改善の取組を引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により義務付けられている事項について、早期に完全実施するとともに、同法に基づく指針に従い、必要な措置を講じるよう努められたいこと。

また、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方式の推進、電子入札の導入等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたいこと。

- (4) 国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）については、新設及び増築を禁止することとされ、地方団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり（平成12年5月26日閣議決定）、「民間と競合する

公的施設の改革について」(平成12年6月9日付け自治事務次官通知)に基づき、適切に対処されたいこと。

- (5) 当座預金及び普通預金等の流動性預金については、平成17年3月までは全額保護することとされているが、同年4月からは、流動性預金について、全額保護される決済用預金とそうでないものに分かれることとされているので、十分留意されたいこと。

地方団体の公金預金の管理・運用に関しては、取引金融機関の経営状況など必要な情報の収集に努めるとともに、あらかじめ資金の管理運用等に係る方針を明確にしておくなど、適切に対処されたいこと。

- (6) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成13年法律第120号)により、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方団体の組織及び運営の合理化に資するため、引き続き本制度の活用に努められたいこと。

なお、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日閣議決定)において、窓口ネットワーク会社の業務として、「地方公共団体の特定事務」を受託することが盛り込まれているところであること。

第6 地方公営企業

- 1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次のような措置を講じることとしているので、その適切な活用に努められたい。

- (1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

また、広域化、安全対策、医療提供体制の見直しを積極的に推進するとともに、公営企業借換債の増額等により経営健全化への取組を支援することとしていること。

- (2) 公営企業金融公庫資金においては、臨時特別利率分として、3,900億円を確保するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の地方公営企業を対象とした

従来分について利率要件を利率7.0%から6.0%に緩和した上で借換枠を1,000億円としているほか、平成17年度の臨時特例措置として、利率7.3%以上の一定の公営企業債について借換枠を1,000億円とし、地方債計画に総額2,000億円(前年度1,100億円)計上していること。

- (3) 水道事業については、上水道安全対策のうち、単独事業として行われる災害対策の一般会計出資比率を引き上げるとともに、補助事業として行われる災害対策について新たに一般会計出資の対象とすることとし、併せて応急給水槽の整備について出資の対象に加えるなど、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

また、災害発生時において、飲料水、医療用水、生活用水等を迅速かつ的確に供給できるよう、応急給水・応急復旧計画を策定するための経費について、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

- (4) 簡易水道事業については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に簡易水道事業債(臨時措置分)を措置することとし、その結果充当率を100%(うち臨時措置分10%)に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る簡易水道事業債の元利償還金については、その全額を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

- (5) 下水道事業については、維持管理費に対する一般会計繰出金について、実績を踏まえた措置に見直すこととしていること。また、経費が割高となる事業に対する高資本費対策について、使用料の適正化及び未だ整備が概成していない事業等への措置の重点化を図る観点から、使用料、資本費及び供用開始後年数に係る要件等を見直すこととしていること。

なお、下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計の負担が過大になっている団体においては、早急に使用料の適正化に取り組まれないこと。

加えて、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債として所要の地方債措置を講じることとしているので積極的に活用されたいこと。

さらに、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に

ついて、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に下水道事業債（臨時措置分）を措置することとしていること。その結果充当率を流域下水道にあつては100%（うち臨時措置分について国庫補助事業においては40%、地方単独事業においては10%）に、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設にあつては90%（うち臨時措置分30%）に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(6) 交通事業については、公営地下鉄の都市高速鉄道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債を創設することとしていること。

(7) 病院事業については、近年における自治体病院経営を取り巻く環境の変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用に資するため、地域における当該病院の役割を明確にしたうえで、他の医療機関との連携・機能分担及び病床の合理化を一層推進すること。なお、自治体病院の再編等医療提供体制を抜本的に見直す取組に対して、新たに所要の地方財政措置を講じることとしていること。また、経営の透明性を確保する観点からも、職員数・給与の見直し、民間委託の推進を図る等経営の徹底した効率化を図り、適切な医療の確保に努めること。

2 地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしてきたが、将来にわたってその本来の目的である公共の福祉を増進していくため、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）の趣旨等を踏まえ、特に次の事項に留意し、さらなる経営改革に積極的に取り組まれない。

(1) 経営基盤の強化、計画的・効率的な経営の推進、財務の適正化等の観点から、経営の総点検を行うこと。

(2) サービス供給自体の継続の適否について、再検討を行った上で、サービス供給を継続する必要性が認められる場合にあつても、現在の地方公営企業形態によるサービス供給を維持することの適否について再検討を行うこ

と。

(3) 地方公営企業形態でサービス供給を継続する場合にあっても、事業の公共性及び一定のサービス水準の確保を前提としつつ、公の施設の指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。

(4) 企業経営の現状や展望等について住民の理解と協力の下に経営を進めるため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、情報開示による説明責任の確保にこれまで以上に配慮し、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進すること。

なお、専門的見地から経営の助言を行う経営アドバイザー派遣事業については、引き続き実施することとしているので、積極的に活用されたいこと。

3 地方公営企業に準じる第三セクターについても、「地方公営企業の経営の総点検について」及び「第三セクターに関する指針」の趣旨等を踏まえ、その在り方を不断に見直し、既に目的を達成したと思われるものの統廃合、役員数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等による経営健全化・効率化を推進すること。

また、その設立に当たっては、その活用に関する基本方針を明確化するとともに、企画・構想段階から、事業の内容や新たな事業主体の必要性、第三セクター方式の適否等について、事前に十分に慎重な検討を行うこと。

平成17年度予算編成の基本方針

〔平成16年12月3日
閣議決定〕

I 我が国の経済・財政と構造改革の推進

（平成16年度及び平成17年度の我が国経済）

景気は、このところ一部に弱い動きはみられるが、回復が続いている。

平成16年度全体を通してみると、我が国経済は、企業部門の改善により、民間需要中心の回復を続けると見込まれる。ただし、景気回復には地域によってばらつきがみられる。また、緩やかなデフレ状況が継続すると考えられる。

平成17年度の我が国経済は、雇用・所得環境の改善により、引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると考えられる。また、政府・日本銀行一体となった取組を進めることにより、デフレからの脱却に向けた進展が見込まれる。

他方で、今後の原油価格の動向や世界経済の動向等が我が国経済に与える影響には留意する必要がある。

（財政事情）

我が国財政は、平成16年度予算では公債依存度が44.6%にも及ぶなど、先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況にある。また、歳入歳出構造はますます硬直化してきており、財政構造についての思い切った見直しがなければ、歳出と税収の多額のギャップは年々拡大していく可能性が高い。したがって、財政構造改革の取組を強化し、将来世代に責任が持てる財政を確立する必要がある。

（構造改革の推進と我が国経済）

構造改革を進め、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、21世紀にふさわしい仕組みを作り上げていかなければ、日本経済の再生と発展はない。改革は途半ばであるが、改革の芽が育ってきている。これを大きな木に育てていくため、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針の下、引き続き各分野にわたる構造改革をスピード感を持って一体的かつ整合的に実施する。

日本経済の再生は元気な地域経済に支えられて実現する。「官から民へ」「国から地方へ」との方針の下、地域再生の本格的な枠組みを構築し、地方の権限と責任を大幅に拡大するなど、各種政策手段を組み合わせた「地域の地力全開戦略」としての取組を強力に推進する。

Ⅱ 平成17年度予算の基本的考え方

(改革断行予算の継続)

平成17年度予算編成においては、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、構造改革を一層推進するため、「改革断行予算」という基本路線を継続し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図る必要がある。このため、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化する。

予算の配分に当たっては、「公共投資関係費」、「裁量的経費」については、2割増の要望を認めつつ厳しい予算配分を行う。公共投資関係費は、その総額を前年度予算額から3%減算した額の範囲内に抑制する。「義務的経費」は、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。裁量的経費は、前年度予算額から2%減算（「科学技術振興費」に相当する額を除く。）した額を上限として縮減を図る。また、「要望基礎額加算措置」等を踏まえ、各経費間の調整を行う。行政サービスの簡素化・効率化を織り込み単価を引き下げる。

予算配分の重点化・効率化に当たっては、「政策群」や要望基礎額加算措置等を活用しつつ、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野（下記Ⅲの1から4までに掲げる分野。以下「重点4分野」という。）へ施策を集中し、「重点強化期間」の主な改革及び経済活性化に向けた重点施策を推進する。また、各府省は、重点課題における全ての事業予算について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。

歳入面においては、足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について平成16年度(36.6兆円)よりも減額することを視野に極力抑制する。国債発行に当たっては、市場との対話、民間有識者等からの助言等を踏まえつつ、個人向け国債の発行拡大など国債の商品性・保有者層の多様化等、適切な債務管理政策を実施する。税外収入については、可能な限りその確保を図る。

なお、財政投融资については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）等を適切に反映しつつ、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、民業補完の原則の下、総額の抑制及び対象事業の重点化・効率化に努める。

(予算制度改革)

平成17年度予算編成においては、以下により予算制度改革を本格化させる。

① モデル事業・政策群

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定。以下「基本方針2004」という。）に沿い、「モデル事業」について電子政府に関する予算に広く導入を図り事業を大幅に追加するなど、取組の充実を図る。

政策群についても、府省間の連携をより強化し、対象を拡充する。引き続き府省横断的な調整を行う。

② 特別会計

特別会計については、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、「基本方針2004」を踏まえ、各特別会計の性格に応じ、制度改革等を行い、歳出の効率化・合理化を推進するとともに、一般会計からの繰入を抑制する。

（行政改革）

行政改革の手綱を緩めることなく更に積極的に推進するため、平成16年末を目途に新たな行政改革の方針を策定する。

国家公務員の定員については、平成17年度からの5年間で10%以上の削減を目指すとともに、治安など真に必要な部門には適切に定員を配置し、政府部内全体を通じて定員の再配置を強力に推進する。このため、IT化による業務改革やアウトソーシングの推進、地方支分部局の事務事業や統計の抜本の見直し等により、定員削減計画を上回る大幅な削減を行う。また、総人件費を極力抑制するとの基本方針を堅持するとともに、行政の無駄を省く。

独立行政法人・特殊法人等についても、人件費を含む一般管理費の削減や厳しい定員削減など、一層の事務運営の効率化を図る。特に、中期目標期間が終了する独立行政法人については、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で厳しく見直しを行う。

（税制改革）

税制については、経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行政改革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち、「平成16年度与党税制改正大綱」も踏まえ、重点強化期間内を目途に結論を得るべく、相互に関連する税制改革案の包括的かつ抜本的な検討を引き続き進める。

平成17年度税制改正においては、定率減税の見直しについて、導入時の経緯や上記Ⅰの今後の経済動向等についての認識を踏まえ検討を行う。

Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進

平成17年度予算は改革断行予算を継続し、歳出全体を厳しく見直し、大胆な質的改善を図る。1から4までに掲げる重点4分野について、これまでの実績・評価を考慮しつつ、政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進する。また、5から7までに掲げる事項についても制度・施策の見直しを行う。

さらに、防衛、ODAその他の歳出分野についても「基本方針2004」に即し、歳出の見直しに取り組む。

1 人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT

競争的環境の下で、世界最高水準の大学を育成するため、大学改革を一層促進するとともに、時代のニーズに応じた創造的な大学院教育の展開を支援する。機関補助について競争原理に基づく支援策へのシフトを促進し、高等教育・研究の活性化を図るとともに、奨学金事業の充実等意欲と能力のある個人の主体的な自助努力を支援する。初等中等教育については、教育の質を向上させ、豊かな心を持ち確かな学力と創造性を持った人材の育成を図る。そのため、教育における国・地方の役割分担を踏まえ、地方の自由度を拡大するなどの教育改革を推進する。また、「食育」を推進する。文化芸術分野を含め優れた人材育成を図るとともに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、文化・芸術・スポーツを活かした豊かな国づくりを進める。

雇用のミスマッチを縮小する施策に取り組む。また、若者の働く意欲の向上、個人の選択を機能させた若年者の能力開発施策の拡充や地域との連携強化など「若者自立・挑戦プラン」の強化を図る。障害者の就労、生活支援等の充実・再構築を図る。

「新産業創造戦略」を踏まえ、戦略分野について施策の重点化を図る。

科学技術創造立国の実現のため、「平成16年度予算編成の基本方針」（平成15年12月5日閣議決定）の考え方に沿って重点化し、その他分野においては一層の効率化・合理化を図る。また、更なる質的向上を図るため、施策の優先順位付け（SABCの4段階）等を踏まえ、メリハリを一層強化するとともに、重複の排除や見直し、連携の強化等を行う。競争的研究資金については、評価体制の整備等の制度改革を行いつつ、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）で示された目標に向けて重点的拡充を図る。また、産学官連携の推進及び地域科学技術の振興を図る。さらに、知的財産立国に向け、「知的財産推進計画2004」に基づく施策を推進する。

「e-Japan戦略Ⅱ」の目標達成に向け、「e-Japan重点計画-2004」を踏まえ、ITの活用を推進する。なお、これらの施策の推進に際しては、民間が主導的な役割を担うとの原則に沿って官民の役割分担を明確にするとともに、IT戦略における成果主義の下、既存のプロジェクトの見直しを行う。

2 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

都市の魅力と国際競争力を高めるため、都市再生プロジェクトの推進、民間都市開発投資の促進、民間資金の誘導等地方に対する支援の枠組みの充実などの全国都市再生を推進する。また、地域経済の活性化と地域雇用の創造に向け、地域

が再生に向けた取組を自主裁量で戦略的に実施できるようにするとともに、農林水産業の競争力の強化や建設業の新分野進出支援など地域の基幹産業の活性化、都市と農山漁村の共生・対流、観光立国の実現等を総合的に推進する。さらに、地方の自立と活性化を促進するため、市町村合併を効果的に支援する。

活力ある中小企業の革新と再生を積極的に支援するため、中小企業者への円滑な資金供給等のセーフティネットの確保を図るとともに、中小企業再生支援協議会の一層の活用等を行う。また、創業や異業種間の新連携等による新事業への取組等に対し、人材育成や技術力の活用等の観点から積極的に支援する。

現下の犯罪情勢に対応し、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、治安対策に取り組むとともに、情報セキュリティ対策及び衛生上の安全確保等を図る。

さらに、住民の安全・安心を支える防災対策等を推進することとし、地震・豪雨といった大規模災害等への対応力の強化と復旧・復興支援に取り組む。

3 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）に基づき、「新新エンゼルプラン」（仮称）を策定し、職場と地域を通じた子育て支援体制の強化、待機児童ゼロ作戦をはじめとする仕事と子育ての両立支援、男性・女性を通じた働き方の見直し等を進めるとともに、生命の大切さや家庭の役割について理解を深める。

また、地方の創意工夫を活かした介護、子育て支援サービス基盤の効果的な整備を進めるとともに、「健康フロンティア戦略」を踏まえた健康寿命の延伸、公共施設、公共交通等の公共空間のバリアフリー化による移動手段の確保を図るなど、高齢者が尊厳や生きがいを保ちつつ積極的に社会参加できるような社会の構築を目指す。

さらに、消費者に信頼される食の安全・安心体制の確保を図る。また、国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法を目指し、司法制度改革の着実な実施を図る。

4 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

環境保護と経済発展の両立のため、関係府省は施策の重複を排除しつつ連携・協力を強化し、循環型社会・脱温暖化社会の構築を進める。環境技術の実用化に向けた研究・開発等科学技術の活用を進めるとともに、廃棄物等の発生抑制、再使用、リサイクルや不法投棄の防止等の着実な実施を図り「ゴミゼロ社会」の構築を目指す。平成17年2月に発効する京都議定書の目標達成に向けて、国民各層一体となった取組の推進に加え、新エネルギーの導入、低公害車の普及、多様で

健全な森林の整備・保全等の取組を推進する。併せて、原子力発電を含むエネルギー安定供給確保策の強化や都市のヒートアイランド対策を進める。

5 社会資本整備

（公共投資の重点化）

重点4分野を中心に雇用・民間需要の拡大に資する分野に施策を集中しつつ更に絞込みを図るため、整備水準、整備の緊急性、国と地方の役割分担等の観点から、きめ細かく重点化を図る。

また、安全で安心な都市・地域づくりの観点から、災害への対応にも十分配慮する。

具体的には、三大都市圏環状道路、中枢国際港湾、大都市圏拠点空港等我が国の競争力の向上に直結する投資を推進するとともに、地方の自主性を尊重しつつ、民需を喚起するような都市機能の高度化、災害対策、公共空間のバリアフリー化、リサイクルの推進等の課題について、事業横断的に取り組む。

他方、上下水道、大規模ダム、都市公園、地方道、地方港湾、地方空港等について、「平成16年度予算編成の基本方針」で示された方針に基づき、引き続き厳しく見直しを行う。

また、地域間の予算配分は、整備状況を踏まえて弾力的に行う。

（公共事業の効率的・効果的な実施）

平成15年度から5年間の目標である15%の総合コスト縮減率の達成に向け、引き続きコスト構造改革に取り組む。

PFIの活用、既存ストックの有効活用、効率的・計画的な維持管理の推進、機能の類似した事業間の一層の連携強化、集中投資による事業期間の短縮化、規格の見直し等により効率的な整備に努めるとともに、社会資本整備の効果をより高めるため、災害関連情報の的確な提供等関連するソフト施策との連携を図る。

（事業評価の厳格な実施等）

政策目標の策定（Plan）、予算の効率的な活用（Do）、目標達成状況の評価（Check）、評価結果の予算等への反映（Action）というマネジメントサイクルを確立し、事業評価を踏まえ個別事業の新規採択・継続・中止を判断するなど評価結果を予算に反映する。事業評価に当たっては、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うとともに、第三者によるチェック機能の活用、情報公開の徹底、透明性の確保を図る。また、評価手法については、他の事業で用いられている手法との比較検討等を踏まえ、一層の改善を図る。

6 社会保障制度

少子高齢化が進展する中で、経済・財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能な制度を構築するため、社会保障制度全般の一体的見直しについて、「基本方針2004」に基づき、広く有識者の参加を得ながら平成16年中に論点整理を行う。

平成17年度予算においては、こうした一体的見直しの議論も踏まえ、介護、生活保護その他の分野の制度改革等に取り組み、公的給付の見直し等を行うことにより、社会保障関係の自然増の抑制を図る。また、国民の利便性向上・事業効率化に向けて、社会保険庁改革を進め、平成17年度予算から反映させる。

(介護)

介護保険制度については、給付費の急増を回避し、将来にわたり持続可能な制度となるよう、社会保障制度の一体的見直しの観点に立って、平成17年度に改革を行う。「基本方針2004」に掲げられた基本的な方向に沿って、軽度要介護者への給付内容の見直し、「ホテルコスト」・食費等の利用者負担の見直し等を行い、給付の重点化と効率化を図り、保険料負担の上昇を極力抑制する。

(生活保護)

社会経済情勢の変化等を踏まえ、加算等の扶助基準の見直し、保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取組の推進など、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する。特に、雇用施策と連携しつつ、就労及び自立を促す。

7 地方財政

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

三位一体の改革については、「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意（平成16年11月26日）を踏まえ、政府一丸となって以下に取り組み、その成果を平成17年度予算に適切に反映する。

国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措

置した額を含め、概ね3兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入（現行75%）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成17年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

資料 2

平成 17 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔平成 16 年 12 月 20 日
閣 議 了 解〕

1. 平成 16 年度及び平成 17 年度の主要経済指標

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	対前年度比増減率								
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	平成15年度		平成16年度		平成17年度				
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)			
国内総生産	501.3	505.1	511.5	0.8	1.9	0.8	2.1	1.3	1.6			
民間最終消費支出	283.5	286.7	288.9	▲ 0.2	0.5	1.1	1.7	0.8	0.9			
民間住宅	17.8	18.3	18.2	▲ 0.4	▲ 0.5	2.6	1.7	▲ 0.2	▲ 0.6			
民間企業設備	75.2	78.7	80.9	5.3	8.2	4.6	5.6	2.8	3.3			
民間在庫品増加 ()内は寄与度	0.3	▲ 0.4	0.4	(0.1)	(0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(0.1)	(0.1)			
財貨・サービスの輸出	60.4	67.7	72.6	6.5	9.9	12.2	12.9	7.3	7.1			
(控除)財貨・サービスの輸入	51.2	58.6	62.5	1.4	3.4	14.5	9.0	6.7	5.6			
内需寄与度	/			0.2	1.1	0.8	1.4	1.1	1.2			
民需寄与度				0.7	1.5	1.3	1.8	1.0	1.1			
公需寄与度				▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.4	0.1	0.1			
外需寄与度				0.6	0.8	▲ 0.0	0.7	0.2	0.4			
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度				
労働力人口	6,662	6,640	6,625	▲ 0.2		▲ 0.3		▲ 0.3				
就業者総数	6,320	6,330	6,325	0.0		0.2		▲ 0.1				
雇用者総数	5,340	5,360	5,365	0.2		0.4		0.1				
完全失業率	%	%程度	%程度	/								
	5.1	4.7	4.6									
生産	%	%程度	%程度									
鉱工業生産指数・増減率	3.5	4.0	1.8									
物価	%	%程度	%程度	/								
国内企業物価指数・騰落率	▲ 0.5	1.4	0.4									
消費者物価指数・騰落率	▲ 0.2	▲ 0.1	0.1									
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%程度		%程度					
貿易・サービス収支	9.6	9.5	10.1	/								
貿易収支	13.3	13.4	13.1									
輸出	53.4	59.4	63.0							6.5	11.2	6.2
輸入	40.1	46.0	50.0							4.0	14.8	8.7
経常収支	17.3	18.4	19.9	/								
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度									
	3.5	3.6	3.9									

2. 平成 16 年度の経済動向及び平成 17 年度の経済見通し

(1) 平成 16 年度の経済動向

平成 16 年度の我が国経済は、一部に弱い動きがみられるが、年度全体を通してみると、企業収益が大幅に改善するなど企業部門が引き続き堅調な中、雇用環境が持ち直す動きがみられ、民間需要中心の回復を続けると見込まれる。

物価については、国内企業物価は原油など素材価格が高騰した影響による上昇がみられるが、消費者物価は前年比で小幅な下落基調が続くなど、緩やかなデフレ状況が継続すると見込まれる。

こうした結果、平成 16 年度の実質成長率は、2.1%程度（名目成長率は 0.8%程度）になると見込まれる。

(2) 平成 17 年度の経済見通し

平成 17 年度においては、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資が増加するなど企業部門が引き続き改善することを背景に、景気回復が雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及する動きが強まり、消費は着実に増加すると見込まれる。これにより、我が国経済は、引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれる。

物価については、政府・日本銀行一体となった取組を進めることにより、デフレからの脱却に向けた進展が見込まれる。

こうした結果、平成 17 年度の国内総生産の実質成長率は、1.6%程度（名目成長率は 1.3%程度）になると見込まれる。

①実質国内総生産

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境が改善することから、着実に増加する（対前年度比 0.9%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

比較的高い伸びを示した平成 16 年度と比較すると若干減少するが、安定的に推移する（対前年度比 0.6%程度の減）。

(iii) 民間企業設備投資

企業収益の改善が続く中で、引き続き増加する（対前年度比 3.3%程度の増）。

(iv) 公需

「改革断行予算」の継続の下で、公需は、抑制が図られているものの、介護や医療の保険給付の増加や災害復旧への対応等により概ね前年度並みとなる（実質経済成長率に対する公需の寄与度 0.1%程度）。

(v) 外需

世界経済の回復が続く中で、引き続き増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度0.4%程度）。

②労働・雇用

雇用・所得環境は、厳しさが残るものの緩やかに改善し、完全失業率は前年度に比べ若干低下する（4.6%程度）。

③鉱工業生産

内需、外需が増加する中で、引き続き増加する（対前年度比1.8%程度の増）。

④物価

国内企業物価は、緩やかな上昇を続ける（対前年度比0.4%程度の上昇）。消費者物価は、小幅な上昇に転じる（対前年度比0.1%程度の上昇）。

⑤国際収支

世界経済と国内需要がともに回復を続けることにより、輸出入とも増加し、経常収支の対GDP比はやや拡大する（経常収支対名目GDP比3.9%程度）。

なお、今後の原油価格や世界経済の動向等が我が国経済に与える影響には留意する必要がある。

（注1）本経済見通しにあたっては、「3. 平成17年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政政策を前提としている。

（注2）世界GDP、円相場、原油価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
世界GDP(日本を除く)	3.0%	3.8%	3.2%
円相場(円/ドル)	113.0	107.7	104.9
原油価格(ドル/バレル)	29.5	38.2	39.8

（備考）

1. 世界GDP（日本を除く）は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成16年11月1日～11月30日の1か月間の平均値（104.9円）で以後一定と想定。
3. 原油価格は、平成16年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して以後一定と想定（39.8ドル）。

（注3）我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことにかんがみ、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

3. 平成 17 年度の経済財政運営の基本的態度

政府は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」に基づき、個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すため、各分野にわたる構造改革を引き続きスピード感を持って一体的かつ整合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長を図る。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力を更に強化する。

なお、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

上記の経済見通しの前提となる主要な経済財政政策は以下のとおり。

- 規制分野：「市場化テスト」に関する取組を実施するなど、国民生活に直結した分野やビジネスチャンスの創出に資する分野等で規制改革・民間開放を推進する。
- 金融分野：平成 16 年末までに策定される「金融重点強化プログラム」（仮称）の諸施策を実施し、金融商品・サービス利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指す。
- 税制分野：「平成 17 年度与党税制改正大綱」（平成 16 年 12 月 15 日）を踏まえ、定率減税、住宅税制等について、所要の措置を講じる。
- 歳出分野：「平成 17 年度予算編成の基本方針」（平成 16 年 12 月 3 日閣議決定）等を踏まえ、「改革断行予算」を継続し、歳出改革路線を堅持・強化する。
- 三位一体の改革：平成 18 年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意（平成 16 年 11 月 26 日）等を踏まえ、国庫補助負担金改革、税源移譲及び地方交付税改革について、所要の措置を講じる。
- 社会保障制度改革：将来にわたり持続可能な制度を構築するための社会保障制度全般の一体的見直しの議論等を踏まえ、平成 17 年度には、介護、生活保護その他の分野の制度改革等に取り組む。
- 地域再生：地域再生の本格的な枠組みを構築し、地方の権限と責任を大幅に拡大するなど、各種政策手段を組み合わせた「地域の地力全開戦略」としての取組を強力に推進する。

資料 3

平成17年度一般会計歳入歳出概算

平成16年12月24日
(単位 百万円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成17年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B - A)	伸 率
歳 入				%
1. 租税及印紙収入	41,747,000	44,007,000	2,260,000	5.4
2. その他収入	3,773,925	3,785,918	11,993	0.3
3. 公 債 金	36,590,000	34,390,000	△ 2,200,000	△ 6.0
合 計	82,110,925	82,182,918	71,993	0.1
歳 出				
1. 国 債 費	17,568,580	18,442,174	873,594	5.0
2. 地方交付税交付金 等	16,493,484	16,088,920	△ 404,564	△ 2.5
3. 一 般 歳 出	47,632,011	47,282,898	△ 349,113	△ 0.7
4. 改革推進公共投資 事業償還時補助等	416,850	368,926	△ 47,924	△ 11.5
合 計	82,110,925	82,182,918	71,993	0.1

(注) 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

平成17年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

平成16年12月24日
(単位 百万円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成17年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
(社会保障関係費)				%
1. 生活保護費	1,748,858	1,922,972	174,114	10.0
2. 社会福祉費	1,633,871	1,644,326	10,455	0.6
3. 社会保険費	15,380,234	15,863,803	483,569	3.1
4. 保健衛生対策費	503,351	483,223	△ 20,128	△ 4.0
5. 失業対策費	530,691	466,443	△ 64,248	△ 12.1
計	19,797,005	20,380,767	583,762	2.9
(文教及び科学振興費)				
1. 義務教育費国庫負担金	2,512,846	2,114,993	△ 397,853	△ 15.8
2. 科学技術振興費	1,284,115	1,316,965	32,850	2.6
3. 文教施設費	144,261	133,532	△ 10,729	△ 7.4
4. 教育振興助成費	2,057,249	2,020,172	△ 37,077	△ 1.8
5. 育英事業費	134,571	137,794	3,223	2.4
計	6,133,042	5,723,456	△ 409,586	△ 6.7
国 債 費	17,568,580	18,442,174	873,594	5.0
(恩給関係費)				
1. 文官等恩給費	43,679	39,990	△ 3,689	△ 8.4
2. 旧軍人遺族等恩給費	1,023,253	968,085	△ 55,168	△ 5.4
3. 恩給支給事務費	3,742	3,601	△ 141	△ 3.8
4. 遺族及び留守家族等援 護費	61,440	57,649	△ 3,791	△ 6.2
計	1,132,114	1,069,325	△ 62,789	△ 5.5
地方交付税交付金	15,388,650	14,570,914	△ 817,736	△ 5.3
地方特例交付金	1,104,834	1,518,006	413,172	37.4
防衛関係費	4,902,953	4,856,357	△ 46,596	△ 1.0

事 項	前年度予算額 (当初)(A)	平成17年度 概算額(B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
(公共事業関係費)				%
1. 治山治水対策事業費	1,133,357	1,075,723	△ 57,634	△ 5.1
2. 道路整備事業費	1,802,825	1,698,458	△ 104,367	△ 5.8
3. 港湾空港鉄道等整備事業費	564,412	545,610	△ 18,802	△ 3.3
4. 住宅都市環境整備事業費	1,726,925	1,726,026	△ 899	△ 0.1
5. 下水道水道廃棄物処理等施設整備費	1,260,677	1,136,964	△ 123,713	△ 9.8
6. 農業農村整備事業費	834,542	775,591	△ 58,951	△ 7.1
7. 森林水産基盤整備事業費	360,617	339,076	△ 21,541	△ 6.0
8. 調整費等	59,905	160,905	101,000	168.6
小 計	7,743,260	7,458,353	△ 284,907	△ 3.7
9. 災害復旧等事業費	72,674	72,674	0	0.0
計	7,815,934	7,531,027	△ 284,907	△ 3.6
経 済 協 力 費	768,583	740,421	△ 28,162	△ 3.7
中小企業対策費	173,775	172,980	△ 795	△ 0.5
エネルギー対策費	506,463	495,357	△ 11,106	△ 2.2
食料安定供給関係費	682,524	675,459	△ 7,065	△ 1.0
産業投資特別会計へ繰入	98,778	71,032	△ 27,746	△ 28.1
改革推進公共投資事業償還時補助等	416,850	368,926	△ 47,924	△ 11.5
その他の事項経費	5,270,840	5,216,717	△ 54,123	△ 1.0
予 備 費	350,000	350,000	0	0.0
合 計	82,110,925	82,182,918	71,993	0.1

(参 考)

	前年度予算額 (当初)	平成17年度 概 算 額	比較増△減額	伸 率
公共投資関係費	8,614,879百万円	8,271,966百万円	△ 342,913百万円	△ 4.0%

(注) 公共投資関係費は、公共事業関係費及びその他施設費(社会保障関係費、文教及び科学振興費等の内数)を再掲したもの。

資料 4

平成17年度国庫補助負担金の改革

○ 税源移譲に結びつく改革

(単位:億円)

省庁名	項目名	17年度 改革額	<参考> 17年度及び 18年度改革額
総務省	地方選挙電磁的記録式投票補助金	1	1
	地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金	13	21
	情報通信システム整備促進費補助金	0	3
	消防防災設備整備費補助金 (緊急消防援助隊関係設備分を除く)	23	61
文部科学省	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 (うち準要保護児童生徒に対する援助分)	134	134
	高等学校等奨学事業費補助金	42	42
	学校教育設備整備費等補助金 (うち特殊教育設備整備、定時制高等学校等設備整備、公立高等学校産業教育設備整備分)	11	11
	高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金	3	3
	教員研修事業費等補助金 (うち都道府県教員研修奨励事業、初任者研修、10年経験者研修分)	10	10
	地方スポーツ振興費補助金 (うちスポーツ指導者養成活用システム整備事業、青少年長期自然体験活動推進事業、スポーツエキスパート活用事業分)	8	8
厚生労働省	医療関係者養成確保対策費等補助金 (うち看護師等修学資金貸与費)	10	10
	麻薬取締員費等交付金	5	5
	医療施設運営費等補助金 (うち病院群輪番制病院運営事業)	35	35
	疾病予防対策事業費等補助金 (うち献血制度推進事業費)	2	2
	保健衛生施設等設備整備費補助金 (うち保健所、市町村保健センター分)	5	5
	在宅福祉事業費補助金 (うち介護予防・地域支え合い事業(緊急通報体制等整備事業等)、生活支援ハウス等)	125	125

(単位:億円)

省庁名	項目名	17年度 改革額	<参考> 17年度及び 18年度改革額
厚生労働省	児童保護費等補助金 (うち産休代替保育士費、延長保育促進事業(うち公立に係る基本分))	96	96
	児童福祉事業対策費等補助金 (うち保育士養成所費)	1	1
	母子保健衛生費負担金 (うち1歳6か月児健康診査費負担金、3歳児健康診査費負担金)	14	14
	麻薬等対策推進費補助金	1	1
	養護老人ホーム等保護費負担金	567	567
	国民健康保険特別対策費補助金 (うち特別対策事業等の指導・充実対策事業)	11	11
	国民健康保険広域化等支援事業費等補助金 (うち助言・指導監督充実強化事業等)	6	6
	国民健康保険国庫負担	5,449	6,851
農林水産省	農業委員会交付金 (うち職員設置費)	0	23
	協同農業普及事業交付金 (うち職員設置費)	0	146
	農業信用保証制度円滑化対策費補助金	3	3
	農業近代化資金利子補給等補助金	32	32
	森林資源管理費補助金 (うち保安林管理事業費)	2	2
	森林資源地方公共団体管理費補助金 (うち森林計画調査費、計画策定事業費等)	4	4
	林業普及指導事業交付金 (うち職員設置費)	0	21
	漁業近代化資金利子補給等補助金 (うち漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業経営再建資金、漁業経営高度化促進支援資金、水産加工経営改善促進資金)	12	12
水産業改良普及事業交付金 (うち職員設置費)	0	4	
経済産業省	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	18	28
	産業再配置促進環境整備費補助金	0.49	0.49

(単位:億円)

省庁名	項目名	17年度 改革額	<参考> 17年度及び 18年度改革額
経済産業省	輸入関連事業者集積促進事業費補助金	1	1
	工業団地造成利子補給金	0.03	0.03
	小規模企業等活性化補助金 (うち小規模事業経営支援事業費補助金、中小企業経営資源 強化対策費補助金)	0	96
国土交通省	公営住宅家賃対策等補助 (うち公営住宅家賃収入補助)	320	641
環境省	環境監視調査等補助金 (うち水質汚濁等公害対策費)	26	26
	鳥獣等保護事業費補助金	1	1
合 計		6,989	9,062

【暫定措置分】

省庁名	項目名	17年度 改革額	<参考> 17年度及び 18年度改革額
文部科学省	義務教育費国庫負担金	4,250 (暫定)	8,500 (暫定)

平成17年度の税源移譲に結びつく改革額 (暫定措置分を含む)	①+②	11,239	17,562
-----------------------------------	-----	--------	--------

<参考>

平成17年度の改革に対応する移譲額 (暫定措置分を含む)	11,160
---------------------------------	--------

平成16年度の改革分を含めた平成17年度 移譲額合計(暫定措置分を含む)	17,451
---	--------

※ 端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値とは一致しない。

○ 交付金化の改革

(単位:億円)

省庁名	項目名	17年度 改革額	備考
厚生労働省	次世代育成支援対策施設整備費交付金	167	
	地域介護・福祉空間整備等交付金	866	
農林水産省	むらづくり交付金	100	
	漁村再生交付金	30	
国土交通省	まちづくり交付金	※ 600	H17予算額 1,930
	地域住宅交付金	580	
環境省	循環型社会形成推進交付金	263	
	自然環境整備交付金	14	
小計		2,620	

※ 「まちづくり交付金」の17年度改革額は、16年度(創設時)予算額1,330億円からの増額分600億円を計上。

《各省連携》

省庁名	項目名	17年度 改革額	備考
農水省・国交省・環境省	汚水処理施設整備交付金	490	
農水省・国交省	道整備交付金	270	
	港整備交付金	50	
小計		810	

合計		3,430	
----	--	-------	--

資料 5

平成17年度における「三位一体の改革」の姿

1 国庫補助負担金の改革

○ 税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革 (①+②)	11,239億円
① 一般財源化	6,989億円
・国民健康保険国庫負担	(5,449億円)
・養護老人ホーム等保護費負担金	(567億円)
・公営住宅家賃対策等補助(うち公営住宅家賃収入補助) など	(320億円)
② 義務教育費国庫負担金の暫定的減額	4,250億円
○ 国庫補助負担金のスリム化	3,011億円
○ 国庫補助負担金の交付金化	3,430億円
<hr/>	
平成17年度改革額合計	17,681億円

2 税源移譲等

○ ①に対応した税源移譲(所得譲与税)	6,910億円 ③
○ ②に対応した税源移譲等(税源移譲予定特例交付金)	4,250億円 ④
○ 平成17年度の改革に対応する移譲額(③+④)	11,160億円

<参考> 平成16、17年度分を合わせた税源移譲等の額	
・所得譲与税	
③ + (平成16年度に措置した額(4,249億円))	= 11,159億円
・税源移譲予定特例交付金	
④ + (平成16年度に措置した義務教育費国庫負担金の退職手当及び児童手当の平成17年度所要額(2,042億円))	= 6,292億円
合 計	17,451億円

3 交付税の改革

- 安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保
16兆8,979億円(前年度比117億円、0.1%増)
- 投資的経費(単独)と経常的経費(単独)の決算かい離の一体的是正
(一般財源ベースで3,500億円)
- 「基本方針2003」等に沿った地方歳出の見直し、抑制
歳出規模 前年度比△1.3兆円(△1.5%)程度(国保調整交付金を除く)
- 税源移譲等に伴う財政力格差拡大への適切な対応
税源移譲等に伴う増収分を基準財政収入額に100%算入(現行75%)

資料 6

平成17年度地方財政収支見通しの概要

平成17年1月19日現在

項 目	平成17年度 (見 込)	平成16年度	増減率 (見 込)	備 考
歳入歳出規模 (国保調整交付金を除く)	約 837,700 億円 〔約 834,200 億円〕	846,669 億円 〔 846,669 億円〕	約 ▲ 1.1 % 〔約 ▲ 1.5 %〕	
地方一般歳出 (国保調整交付金を除く)	約 673,200 億円 〔約 669,700 億円〕	681,049 億円 〔 681,049 億円〕	約 ▲ 1.2 % 〔約 ▲ 1.7 %〕	公債費(企業債を含む。)等 を除く歳出
歳 出				
給与関係経費	約 227,200 億円	229,990 億円	約 ▲ 1.2 %	※1 平成17年度一般財源化 に係る影響額等を除く。 ※2 投資的経費との一体的 是正+3,500億円を除い た場合。 ※3 一般行政経費との一体 的是正▲7,000億円(一般 財源へ+▲3,500億円)を 除いた場合。
一般行政経費				
うち単独分 ※1	約 119,700 億円	116,650 億円	約 2.6 %	
〔乖離是正前〕※2	〔約 116,200 億円〕		〔約 ▲ 0.4 %〕	
公債費	約 133,800 億円	136,779 億円	約 ▲ 2.2 %	
投資的経費				
うち単独分	約 123,700 億円	134,700 億円	約 ▲ 8.2 %	
〔乖離是正前〕※3	〔約 130,700 億円〕		〔約 ▲ 3.0 %〕	
公営企業繰出金	約 28,700 億円	30,797 億円	約 ▲ 6.9 %	
うち企業債償還費 普通会計負担分 その他	約 20,600 億円 約 8,100 億円	21,841 億円 8,956 億円	約 ▲ 5.8 % 約 ▲ 9.7 %	
歳 入				
地方税 A	333,189 億円	323,231 億円	3.1 %	1 交付税特別会計借入金 ・平成17年度末見込み 約 51.7兆円 (うち地方負担分 約 33.6兆円) 〔平成16年度末見込み 約 50.2兆円 (うち地方負担分 約 32.8兆円)〕 2 地方の借入金残高 ・平成17年度末見込み 約 205兆円
地方譲与税	18,419 億円	11,452 億円	60.8 %	
うち所得譲与税	11,159 億円	4,249 億円	162.6 %	
地方特例交付金	15,180 億円	11,048 億円	37.4 %	
うち税源移譲予定 特例交付金	6,292 億円	2,309 億円	172.5 %	
地方交付税 B	168,979 億円	168,861 億円	0.1 %	
臨時財政対策債 C	32,231 億円	41,905 億円	▲ 23.1 %	
「一般財源総額」 (A+B+C)	534,399 億円	533,997 億円	0.1 %	
地方債 (臨時財政対策債を除く)	90,388 億円	99,543 億円	▲ 9.2 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

資料 7

平成17年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

区 分	平成17年度 当初予算額 A	平成16年度			増減額		増減率			
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)		
国 税	所得 税 (A)	13,164,000	13,778,000	315,000	14,093,000	-614,000	-929,000	-4.5	-6.6	
	酒 税 (B)	1,625,000	1,588,000	69,000	1,657,000	37,000	-32,000	2.3	-1.9	
	二 税 計 (ア)	14,789,000	15,366,000	384,000	15,750,000	-577,000	-961,000	-3.8	-6.1	
	法 人 税 (イ)	11,513,000	9,407,000	1,589,000	10,996,000	2,106,000	517,000	22.4	4.7	
	消 費 税 (ウ)	10,164,000	9,563,000	129,000	9,692,000	601,000	472,000	6.3	4.9	
	たばこ税 (エ)	862,000	898,000	-	898,000	-36,000	-36,000	-4.0	-4.0	
	一 般	(ア)×32%	4,732,480	4,917,120	122,880	5,040,000	-184,640	-307,520	-3.8	-6.1
	(イ)×35.8%	4,121,654	3,367,706	568,862	3,936,568	753,948	185,086	22.4	4.7	
	(ウ)×29.5%	2,998,380	2,821,085	38,055	2,859,140	177,295	139,240	6.3	4.9	
	(エ)×25%	215,500	224,500	-	224,500	-9,000	-9,000	-4.0	-4.0	
	小 計	12,068,014	11,330,411	729,797	12,060,208	737,603	7,806	6.5	0.1	
	当該年度国税決算に伴う 精算分	-	-87,361	-	-87,361	87,361	87,361	皆増	皆増	
	過年度精算分	-87,000	-87,000	438,846	351,846	0	-438,846	0.0	-124.7	
	小 計(法定五税分)	11,981,014	11,156,050	1,168,643	12,324,693	824,964	-343,679	7.4	-2.8	
会	法附則第4条の2第2項、第3 項及び第4項に基づく加算額	229,500	220,400	-	220,400	9,100	9,100	4.1	4.1	
	法附則第4条の2第5項、第6 項及び第7項に基づく加算額	-	-	-	-	-	-	-	-	
	法附則第4条の2第8項に基 づく加算額	196,300	124,600	-	124,600	71,700	71,700	57.5	57.5	
	臨時財政対策特別加算額	2,164,100	3,887,600	-	3,887,600	-1,723,500	-1,723,500	-44.3	-44.3	
	計 (一般会計繰入れ)	14,570,914	15,388,650	1,168,643	16,557,293	-817,736	-1,986,379	-5.3	-12.0	
特 別 会 計	返 還 金	188	61	-	61	127	127	208.8	208.8	
	特別会計借入金	1,591,071	1,775,497	-	1,775,497	-184,426	-184,426	-10.4	-10.4	
	借入金償還額	-79,875	-79,875	-	-79,875	0	0	0.0	0.0	
	借入金等利子充当分	-659,100	-638,200	-	-638,200	-20,900	-20,900	3.3	3.3	
	剰余金の活用	440,000	440,000	-	440,000	0	0	0.0	0.0	
	前年度からの繰越分	1,034,667	-	-	-	1,034,667	1,034,667	皆増	皆増	
	翌年度への繰越分	-	-	-1,034,667	-1,034,667	-	1,034,667	-	皆増	
	計	16,897,865	16,886,133	133,976	17,020,109	11,732	-122,244	0.1	-0.7	
地 方 交 付 税	合 計	16,897,865	16,886,133	133,976	17,020,109	11,732	-122,244	0.1	-0.7	
	内 訳	普通交付税	15,883,816	15,872,907	63,857	15,936,765	10,909	-52,949	0.1	-0.3
	特別交付税	1,014,048	1,013,225	70,119	1,083,344	823	-69,295	0.1	-6.4	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資料 8

平成 17 年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交 付 金 名	17年度	16年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	792.3	789.6	2.7	0.3
国有提供施設等所在市町村助成交付金	251.4	247.5	3.9	1.6
施設等所在市町村調整交付金	64.0	64.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,347.7	1,370.3	△22.6	△ 1.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	135.0	135.0	0.0	0.0
特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	35.4	36.1	△ 0.7	△ 1.9
石油貯蔵施設立地対策等交付金	64.9	65.0	△ 0.0	△ 0.0
地方道路整備臨時交付金	7,408.0	7,072.0	336.0	4.8

資料 9

平成17年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目	平成17年度 計画額 (A)	平成16年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 一般公共事業	20,594	21,066	△ 472	△ 2.2
2 公営住宅建設事業	1,832	2,286	△ 454	△ 19.9
3 災害復旧事業	536	285	251	88.1
4 義務教育施設整備事業	2,125	2,112	13	0.6
5 社会福祉施設整備事業	436	520	△ 84	△ 16.2
6 一般廃棄物処理事業	2,469	3,667	△ 1,198	△ 32.7
7 一般単独事業	50,457	54,987	△ 4,530	△ 8.2
(1) 一般事業	8,890	13,420	△ 4,530	△ 33.8
(2) 地域活性化事業	4,881	5,317	△ 436	△ 8.2
(3) 合併特例事業	11,000	5,500	5,500	100.0
(4) 防災対策事業	1,595	1,595	0	0.0
(5) 自然災害防止事業	636	636	0	0.0
(6) 臨時地方道整備事業	11,425	12,790	△ 1,365	△ 10.7
(7) 臨時河川等整備事業	804	882	△ 78	△ 8.8
(8) 臨時高等学校整備事業	789	793	△ 4	△ 0.5
(9) 地域総合整備資金貸付事業	500	600	△ 100	△ 16.7
(10) 旧地域総合整備事業(継続事業分)	1,937	5,454	△ 3,517	△ 64.5
(11) 地域再生事業	8,000	8,000	0	0.0
8 辺地及び過疎対策事業	3,456	3,525	△ 69	△ 2.0
(1) 辺地対策事業	556	580	△ 24	△ 4.1
(2) 過疎対策事業	2,900	2,945	△ 45	△ 1.5
9 首都圏等整備事業	233	249	△ 16	△ 6.4
10 公共用地先行取得等事業	970	700	270	38.6
計	83,108	89,397	△ 6,289	△ 7.0
二 公営企業債				
1 水道事業	5,476	5,733	△ 257	△ 4.5
2 工業用水道事業	263	296	△ 33	△ 11.1
3 都市高速鉄道事業	3,534	3,738	△ 204	△ 5.5
(1) 一般分	3,148	3,380	△ 232	△ 6.9
(2) 特別分	386	358	28	7.8
4 一般交通事業	224	283	△ 59	△ 20.8
5 電気事業・力入事業	77	103	△ 26	△ 25.2
6 港湾整備事業	418	604	△ 186	△ 30.8
7 病院事業	3,115	3,656	△ 541	△ 14.8
8 介護サービス施設整備事業	129	213	△ 84	△ 39.4
9 市場事業・と畜場事業	323	198	125	63.1
10 地域開発事業	2,444	3,667	△ 1,223	△ 33.4
11 下水道事業	15,961	15,298	663	4.3
(1) 一般分	15,961	15,262	699	4.6
(2) 特別分	0	36	皆減	皆減
12 有料道路事業・駐車場整備事業	31	29	2	6.9
13 観光その他事業	175	226	△ 51	△ 22.6
14 公有林整備事業・草地開発事業	(213)	(219)	(△ 6)	(△ 2.7)
計	32,170	34,044	△ 1,874	△ 5.5
合 計	115,278	123,441	△ 8,163	△ 6.6

(単位：億円、%)

項 目		平成17年度 計画額 (A)	平成16年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三公営企業借換債		2,000	1,100	900	81.8
四特別転貸債		274	378	△ 104	△ 27.5
五減税補てん債		5,583	8,019	△ 2,436	△ 30.4
六臨時財政対策債		32,231	41,905	△ 9,674	△ 23.1
総 計		(213) 155,366	(219) 174,843	(△ 6) △ 19,477	(△ 2.7) △ 11.1
内 訳	普通会計分	122,619	141,448	△ 18,829	△ 13.3
	公営企業会計等分	32,747	33,395	△ 648	△ 1.9
(資金区分)					
政 府 資 金		47,200	56,000	△ 8,800	△ 15.7
財 政 融 資 資 金		35,400	37,000	△ 1,600	△ 4.3
郵 政 公 社 資 金		11,800	19,000	△ 7,200	△ 37.9
〔郵便貯金資金〕		〔 4,300 〕	〔 7,000 〕	〔 △ 2,700 〕	〔 △ 38.6 〕
〔簡易生命保険資金〕		〔 7,500 〕	〔 12,000 〕	〔 △ 4,500 〕	〔 △ 37.5 〕
公 営 公 庫 資 金		15,330	16,140	△ 810	△ 5.0
民 間 等 資 金		92,836	102,703	△ 9,867	△ 9.6
市 場 公 募		33,000	31,600	1,400	4.4
銀 行 等 引 受		59,836	71,103	△ 11,267	△ 15.8

(備 考)

公有林整備事業・草地開発事業の()書は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて融資するものであって外書である。

資料10

平成17年度の共済組合負担の組合別料率

区 分		警 察 官	警 察	都道府県	市町村	公 立 学 校	
			事 務 職	一 般 職	一 般 職	義 務 教 育 職	そ の 他 教 育 職
長 期	給料	85.3157%					
	期末手当等	68.2526%					
	公経済	17.2%					
追 加 費 用		98.8%	87.9%	97.9%	49.7%	140.1%	76.5%
短 期	給料	49.76%	49.76%	43.57%	51.94%	43.67%	
	短期+福祉	43.65%	43.65%	38.46%	45.22%	38.65%	
	育休介護手当金	0.07%	0.07%	0.32%	0.32%	0.44%	
	介護納付金	6.04%	6.04%	4.79%	6.06%	4.58%	
	特別財政調整				0.34%		
	期末手当等	39.80%	39.80%	34.86%	41.54%	34.93%	
	短期+福祉	34.92%	34.92%	30.77%	36.17%	30.92%	
	育休介護手当金	0.05%	0.05%	0.26%	0.25%	0.35%	
	介護納付金	4.83%	4.83%	3.83%	4.85%	3.66%	
	特別財政調整				0.27%		
	事 務 費		240円	240円	240円	7,830円	240円

(注)1 「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の4第1項の規定による特例措置と同様の措置(改正予定)が平成17年4月1日以降も講じられるものとして算出した額である。

2 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。

3 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与(掛金の標準となる給料の額×1.25(特別職の職員等である組合員は1)と掛金の標準となる期末手当等との合計額)に対する率である。